

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>県政推進の基本姿勢について</p> <p>01 県政の推進にあたっては、平和と人権・民主主義を基本理念とした日本国憲法を守り、県民総参加のもとで自治意識の高揚をはかり、公平・公正の政治姿勢で行うこと。</p>	<p>県政の推進にあたっては、県民意識調査、政策評価の結果のほか、県政懇談会での意見や社会情勢も踏まえるなど、総合的な判断により施策の重点化を行っています。</p> <p>また、若者や女性を含む県民、企業、NPO、民間団体、行政といった地域の総力を結集することにより、地域の価値を高めていく地域経営の視点を強く意識しながら取り組んでいくこととしています。</p>	01-2 秘書広報室	秘書課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>県政推進の基本姿勢について</p> <p>02 地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を維持し、自治体の安定的な財政運営に必要な地方交付税の増額を国に強く求めること。また、補助金を地方税・地方交付税へ組み換えるなど、国と地方の税源配分割合の5対5の実現に向け、地方自治体への財源移譲を図り「歳入の自治」確立を求めること。</p>	<p>地方公共団体が、安定的な財政運営を行っていくためには、地方税・地方交付税を含めた一般財源の確保が何よりも重要であり、県では、これまで機会を捉えて地方一般財源総額の確保を国に要望してきたところです。今後においても、地方団体固有の財源として地方交付税の所要額の確保に加え、その機能の維持について国に対し強く要望していきます。</p>	02-2 政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>県政推進の基本姿勢について</p> <p>03 県が業務委託する事業所に対し、労働条件が法定基準を下回らないよう指導を強化すること。また、全国でも導入が進められている「岩手県公契約条例(仮称)」を制定すること。</p>	<p>公共工事をはじめとする公共サービスの履行にあたっては、従事する労働者の賃金を含む労働条件について、適正な水準が確保されることは重要と認識しています。</p> <p>県では、昨年5月、庁内に検討チームを設置し、論点整理や条例制定済み自治体からの聴き取り調査を行うとともに、県内の労使関係団体や岩手労働局との意見交換を行ってきたところです。</p> <p>今後は、条例制定済み自治体における条例制定の効果や影響等についての調査のほか、引き続き、労使関係団体等と意見交換を重ねていくとともに、来年の2月県議会定例会での提案を一つの目途として、条例の制定に向けて準備を進めていきたいと考えています。</p>	05 商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>県政推進の基本姿勢について</p> <p>04 循環型社会の形成に向けて、引き続き、廃棄物の排出を抑制するための「排出者責任」や「拡大生産者責任」の徹底・強化を国に働きかけ、自治体による焼却重視や埋め立て処分などの自然破壊、健康破壊に繋がる「ゴミ行政」の転換を全国自治体の先頭に立って取り組むこと。</p>	<p>廃棄物の発生抑制に係る「排出者責任」や「拡大生産者責任」については、これまで国に対して働きかけを行ってきましたが、これからも必要な働きかけを継続していきます。</p> <p>また、循環型社会の形成に向けて、「岩手県循環型社会形成推進計画」に基づき、ごみ排出量等について、全国的にも高い目標値を定め、ごみ減量化をはじめとする3Rの取組を促進しているほか、「循環型社会の形成に関する条例」等により、産業廃棄物の発生抑制やリサイクル等に取り組んでいます。</p>	03 環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>県政推進の基本姿勢について 05-01 依然として厳しい経済雇用状況にあるなか、地域間格差・所得格差解消に努め、雇用確保対策を中心に据えて、地域・地域産業の振興が図られるよう努めること。</p>	<p>雇用の確保については、地場産業の労働力確保が重要と考え、特に水産加工業については、事業者や関係機関と意見交換を実施し、工場見学会や面接会によるマッチング支援などに取り組んできたところで、 今後も岩手労働局をはじめ関係機関と連携し、産業振興施策や事業復興型雇用創出事業などを活用しながら、地場産業の雇用の確保が着実に進むよう対応していきます。</p>	05 商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>県政推進の基本姿勢について 05-02 障がい者の法定雇用率の達成を図るよう関係機関の指導に努めること。</p>	<p>障がい者の法定雇用率を達成していない企業に対する指導については、岩手労働局が各企業の阻害要因等を踏まえた指導及び支援を実施しています。 県としても、平成25年4月1日から法定雇用率が引き上げになったことに伴い、例年、障害者雇用支援月間(9月)中に実施していた関係団体や事業所への雇用要請を、平成25年度は6月に前倒して実施しました。その後も広域振興局等に配置している就業支援員が各企業を訪問し、障がい者雇用に対する理解と協力を求めています。 また、平成25年度から、障がい者雇用職場見学会を岩手労働局等との共催により実施し、障がい者雇用に関する疑問点や不安感等の払拭に努めています。 平成26年度におきましても、岩手労働局等関係機関と連携し、企業等に対する意識啓発の強化に努めていきます。</p>	05 商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>県政推進の基本姿勢について 05-03 岩手県の基幹産業である農林水産業の振興策を強化し、安全な食糧供給体制の確保を図り、後継者の育成に努めるとともに、中山間地域農業を守り、販路の拡大と価格の安定対策に努めること。</p>	<p>農林水産業の振興について、県では「いわて県民計画」に掲げるとおり、意欲と能力を持った経営体の育成や生産性・市場性の高い産地の形成、農林水産物の高付加価値化や販路拡大などに取り組み、「食と緑の創造県いわて」の実現に向け、今後も計画の実践と県の施策による支援を進めていきます。 現在、県内全域で進めている「地域農業マスタープラン」では、担い手への農地集積を促進する一方で、小規模農家も参画した集落営農や園芸作物の産地づくり、地域の多彩な資源を活用した加工・販売などの取組を推進することとしており、今後も、生産者や消費者がその豊かさや恵みを実現できる農業・農村の実現を目指していきたいと考えています。</p>	06 農林水産部	農林水産企画室、農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>県政推進の基本姿勢について 06 環境に優しい再生可能エネルギーの導入と開発を積極的に進めること。また、原子力発電所の建設は将来にわたって行わないこと。本県へ多大な影響が懸念される「六ヶ所村核燃料再処理工場」は、度重なる事故等からも明らかなように、極めて危険性の高い施設であり、本格稼働させないよう関係機関に働きかけること。</p>	<p>再生可能エネルギーは地産地消のエネルギー自給率の向上はもとより、地球温暖化防止や防災のまちづくり、地域振興など多面的な効果をもたらすものと認識しており、再生可能エネルギーによる電力自給率を、平成32年度までに現状の2倍とする目標の達成に向け、導入を推進しているところです。また、本県においては、原子力発電所の誘致はしないこと、県としてのエネルギー政策は、今後一層、再生可能エネルギーの積極的な導入に取り組んでいくという方向です。</p> <p>なお、六ヶ所村の再処理工場については、国が安全性を審査し、設計認可等するとともに、現在、新規基準に基づく安全審査を行っており、その安全性については、国及び事業者の責任において確保されるべきものと考えています。</p>	03 環境生活部	環境生活企画室 環境保全課	S その他
<p>県政推進の基本姿勢について 07-01 高齢化社会に対応するため、保健・医療・福祉施策の連携を更に強化すること。</p>	<p>県では、平成37(2025)年度までに市町村が地域包括ケアシステムを構築できるよう、支援の取組を進めております。その一環として、医療や介護など多職種協働により個別事案や地域課題等を話し合う「地域ケア会議」へのアドバイザー派遣や、要介護高齢者が退院する際に病院とケアマネージャーが情報を共有し、切れ目のないサービスを提供する体制の構築など、医療と介護の連携を促進するための支援策を今後進めていくこととしています。</p>	04 保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>県政推進の基本姿勢について 07-02 「介護保険制度」はこれまでの見直しによって、要介護度の認定などで問題が生じており、入所施設整備の遅れで「介護難民・医療難民」と呼ばれる待機者も増加していることから、市町村や介護事業者との連携を強めて高齢者が安心して暮らせる施策を推進すること。</p>	<p>本県の特別養護老人ホームの入所待機者は、平成25年3月末時点で、早期入所が必要と判断される在宅の方が1233人となっておりますが、第5期介護保険事業計画期間中の特養開設が852床あり、この他認知症高齢者グループホームの開設が計画されていることから、一定の対応は可能になるものと考えています。</p> <p>各保険者においても、待機者に対し、当面、ショートステイや居宅サービスの組合せ利用により、在宅での介護負担の軽減を図りながら入所調整を進めることとしております。また今後は、施設整備と併せ、地域包括ケアシステムの構築による在宅介護の充実を進めていくこととしていることから、県としてはこのような取組を積極的に支援し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境の整備に努めていきます。</p>	04 保健福祉部	保健福祉部長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>県政推進の基本姿勢について 09-01 安心して子どもを生み育てる環境整備に努めること。</p>	<p>本県の合計特殊出生率は、平成24年は前年より0.03ポイント増加し、1.44となりましたが、出生数は依然として減少傾向にあり、厳しい状況にあります。このような状況を踏まえ、県では、次世代育成支援対策推進法に基づく「いわて子どもプラン」(計画期間:平成22年度から26年度)を策定し、「男女がともに家庭や子育てに夢をもち、次代を担う子ども達が健やかに育つ環境づくり」という基本方針のもと、「若者が家庭や子育てに夢を持てる環境の整備」「子育て家庭の支援」「子どもの健全育成の支援」を推進しています。平成26年度以降は子ども・子育て支援事業支援計画策定と併せて計画策定をし、引き続き、仕事と子育ての両立ができるよう支援に向けて取り組んでいくこととしています。</p>	04 保健福祉部	児童家庭課	B 実現に努力しているもの
<p>県政推進の基本姿勢について 09-02 小児医療体制整備の充実を含む子育て支援を推進し、県立病院における産科・婦人科・小児科をはじめ医師の招聘に努めること。</p>	<p>県立病院における産婦人科及び小児科の医師については、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足しており、必要とされる全県立病院へ常勤医師を配置することは非常に厳しい状況ですが、引き続き、即戦力医師の招聘活動、関係大学へ医師の派遣を強く要請していくほか、圏域を越えた診療連携、平成28年度以降に本格化する奨学金養成医師の効果的な配置等に努めていきます。</p>	11 医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>県政推進の基本姿勢について 10-01 教育行政の推進にあたっては、「仲間のいる楽しい学校」と「ゆとりと真の学力」を実現する教育環境の整備に努めるとともに、教職員の自主的な研修・研究を保障し、教職員と児童生徒の心が通いあうように進めること。</p>	<p>教員及び児童生徒にとってゆとりのある教育環境をつくっていくためには、教職員の健康管理と過重な労働負担を強くない職場環境の整備が重要と考えており、県立学校においては平成24年度から「勤務時間外状況記録簿」を導入し、教職員の時間外勤務等の状況を把握したうえで、仕事をしやすい環境整備に努めています。また、市町村立の小中学校についても、県立学校と同様の取組を検討するよう、市町村教育委員会に対して依頼しているところです。さらに、各学校が地域や子どもの実態に即した創意工夫ある教育活動を行えるよう、引き続き学校経営の裁量拡大に向けた取組を進めていきます。</p>	14 教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>県政推進の基本姿勢について 10-02 少人数学級(30人以下学級)については、早期に全ての学年での実現を目指すこと。</p>	<p>本県においては、35人以下学級について、平成18年度から小学校1年生、平成19年度から小学校2年生、平成24年度からは中学校1年生まで拡充して実施しているところです。さらに、平成25年度からは小学校3年生まで拡充し、平成26年度には小学校4年生まで拡充して実施する予定です。これを他の学年に拡充していくためには、国の中・長期的な定数改善計画の策定が必要不可欠であり、定数改善計画の策定について、国に対して引き続き要望していきます。現行の制度において30人学級を実施するには、県独自で多額の予算が必要となるため、財政上難しい状況にあります。</p>	14 教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>県政推進の基本姿勢について 11 TPP(環太平洋経済連携協定)交渉参加は、県内の地域経済と県民生活に甚大な影響を与えることから、その影響のシュミレーションや問題点を明らかにし、交渉からの撤退の立場で国や関係機関に働きかけること。</p>	<p>TPP協定は、本県の基幹産業である農林水産業のみならず、投資、医療、労働、政府調達など、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。交渉内容の詳細については公表されていないものの、TPP協定により本県農林水産物が受ける影響額を一定の条件の下に試算すると、生産減少額は1,015億円と県内の農林水産物の約3割に相当しており、これを岩手県産業連関表により他の産業に与える影響額まで推計すると1,438億円となっています。</p> <p>そのため、交渉を行う政府は、拙速に走ることなく、十分な情報提供と説明を行い、国民的議論を尽くしたうえで、慎重に判断し、地方の経済活動や国民生活に影響が生じると見込まれる場合には、交渉からの撤退も含め、断固たる姿勢で臨んでもらいたいと考えています。</p> <p>政府に対しては、これまでも機会があるごとに本県の考えを要望してきたところですが、今後ともあらゆる機会を捉えて要望等を行っていきます。</p>	02-2 政策地域部	政策推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>県政推進の基本姿勢について 12 これまで進められた「小さな政府論」により、地方行政が果たす役割の後退や縮減を検証し、復旧・復興と県民の安全や公共福祉の向上を推し進めるため、県政組織機構と職員体制の増員と充実を図ること。特に、保健・福祉・医療関係職員と被災沿岸部の職員を増員すること。</p>	<p>県ではこれまで、厳しい行財政状況を踏まえ、持続可能な行財政構造の構築に向け、職員数の削減など総人件費の抑制に計画的に取り組む必要があったところです。</p> <p>このような中で、東日本大震災津波という大災害が発生しましたが、震災からの復興に最重点で取り組むこととし、「復興局」の設置をはじめ、必要な組織体制の構築を図り、職員体制についても、平成25年度の知事部局職員数は、震災対応前の平成23年度当初の職員数に比べ、339人増と強化を図ってきました。</p> <p>増員した職員の多くは、沿岸広域振興局及び県北広域振興局に配置しているところです。また、被災者や被災児童に対するきめ細かいケア活動を実施するため、沿岸部の広域振興局や児童相談所に保健師や児童心理司等の専門職員の増員を図っています。</p>	08 総務部	人事課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>県政推進の基本姿勢について</p> <p>13 競馬組合事業は依然として厳しい環境にあり、存廃のいずれにおいても大きな財政負担と地域経済への影響が伴うことから、県民の理解を得られる観点から今後のあり方を検討し、引き続き、経営再建と健全化に努力すること。</p>	<p>岩手競馬は、「新たな赤字を発生させず、県民・市民の負担を増やさない」との基本的な考え方の下、「毎年度の収支均衡」を条件に事業を運営しており、平成19年度から6年連続して収支均衡を達成しています。</p> <p>また、東日本大震災津波により発売施設が甚大な被害を受けましたが、国をはじめ、全国の競馬関係団体からの格別の御支援・御協力により、競馬事業の継続が可能となったところです。</p> <p>現在、競馬組合では、平成23年8月に策定した「事業収支改善計画」に基づき、引き続き、低コスト経営体質への構造転換や発売体制の充実強化に取り組んでいくこととしていますので、構成団体としても、それらが実現するよう支援していきます。</p>	06 農林水産部	競馬改革推進室	B 実現に努力しているもの
<p>県政推進の基本姿勢について</p> <p>14-1 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う、放射能物質拡散による汚染問題に対して、調査事業、除染対策をはじめ、県民生活及び産業経済活動全てに及ぶ被災と風評を含む被害実態を把握し、損害賠償責任について国及び東京電力に対して毅然と対応すること。</p>	<p>原子力発電所事故による放射性物質を原因とする被害については、一義的に事故の原因者である東京電力が責任を負うべきものであり、東京電力に対し、広く責任を認め風評被害を含む全ての損害について、被害が発生する限り責任をもって賠償等を行うよう強く求めるとともに、国に対しても、県及び市町村の負担とならないよう全面的な対応を講じるよう求めています。</p>	08 総務部	総務室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>県政推進の基本姿勢について</p> <p>14-2 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う、放射能物質拡散による汚染問題に対して、放射能物質汚染排水問題は三陸海岸への甚大な被害ともなることから、万全な流失防止対策を求めること。</p>	<p>原子力発電所の事故による汚染水については、国及び事業者が対策を講じています。これまでの海洋モニタリングの結果では、本県沿岸海域については影響がないことが確認されています。</p>	03 環境生活部	環境保全課	S その他
<p>東日本大震災からの復旧・復興について</p> <p>1 住まいと暮らしの再建について</p> <p>① 復旧・復興の進捗状況は、被災地(市町村)の被災状況やまちづくり事業等によって異なり、また、被災者の住まいと生業の再建も、被災地の復旧・復興まちづくり等によって大きく影響されることから、国や岩手県の支援制度については、被災地や被災者の実態、実情に合わせ、必要な時に必要な支援を受けられることが出来るよう、制度の運用や実施を行うこと。</p>	<p>県としては、今般の大震災のような広域災害においては、本来国において住宅再建が十分に図られるよう制度設計を行うべきと考え、国に対し、被災者生活再建支援制度の拡充を繰り返し要望してきたところですが、その見直しが進んでいない状況にあるため、限られた財源の中で、「被災者住宅再建支援事業」を市町村と共同で実施してきたところです。</p> <p>今後とも、被災者生活再建支援制度の増額と、震災復興特別交付税などの地方財政措置による支援の拡大を引き続き、国に対して、強く要望して参ります。</p> <p>なお、申請期日については、今後、住宅再建の進捗状況等を踏まえ、各市町村の意向を確認しながら、適時に再延長について検討して参ります。</p>	40 復興局	復興局	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
東日本大震災からの復旧・復興について 1 住まいと暮らしの再建について ③ 市町村と連携を図り、仮設住宅等入居者に対する心のケア、孤立・自殺防止、健康・介護予防などの対策に万全を期すこと。	応急仮設住宅入居者に対する健康支援については、各市町村において保健師による健康調査や健康相談、個別保健指導等の活動が行われていますが、県では、当該活動に係る経費の補助や保健師派遣などの支援を行っています。	04 保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
東日本大震災からの復旧・復興について 1 住まいと暮らしの再建について ④-01 被災した県立病院の早期復旧整備に向けて、関係機関・団体との連携を図り、地域における安心・安全のサービス提供体制の回復・再建を図ること。	被災した高田・大槌・山田病院が立地する地域は高齢化率が高く、高齢者を中心とした地域医療を提供する必要があることから、入院機能の確保を最優先として、病院の立地場所や規模・機能の検討を進めてきたところであり、各市町から推薦いただいた場所に再建するなどの整備方針を決定したところです。被災した3病院の再建にあたっては、今後とも各市町等と緊密に連携しながら早期再建に向けた取組みを進めていきます。	11 医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置
東日本大震災からの復旧・復興について 1 住まいと暮らしの再建について ④-02 保健・医療・福祉・介護施設の早期復旧整備に向けて、関係機関・団体との連携を図り、地域における安心・安全のサービス提供体制の回復・再建を図ること。	被災した各種施設の復旧については、発災直後から関係機関や団体との連携を密にし、個々の実情に合わせた支援を行ってきたところです。 今後も沿岸被災地の医療等の復興に向けた取組を推進していくとともに、復旧期における安定した運営を図るため、支援を継続してまいります。	04 保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの
東日本大震災からの復旧・復興について 1 住まいと暮らしの再建について ⑤ 被災者のいのちと健康をまもるため、国民健康保険・後期高齢者医療の医療費窓口負担、介護保険利用料の免除措置を、市町村と連携し当分の間(2015年1月以降も)免除措置を継続すること。	県では、多くの被災者が、未だ応急仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされ、健康面や経済面での不安を抱えており、引き続き医療や介護サービス等を受ける機会の確保に努める必要があることから、平成26年12月まで県内統一した財政支援を継続することとしたところであり、平成27年1月以降については、被災地の生活環境や被災者の受療状況等を勘案し、市町村等との協議を行いながら、改めて判断したいと考えています。	04 保健福祉部	健康国保課・長寿社会課	B 実現に努力しているもの
東日本大震災からの復旧・復興について 1 住まいと暮らしの再建について ⑥ 本年度までの補助期限となっている岩手県生活再建住宅支援事業に係る被災住宅の補修・改修のための借入れ利子補給補助及び被災宅地復旧補助について、期間延長を行うこと。	被災者の住宅再建の進捗状況を踏まえて、事業期間を延伸する方向としています。	07 県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
東日本大震災からの復旧・復興について 1 住まいと暮らしの再建について ⑦-01 岩手県の復旧・復興工程表である「社会資本の復旧・復興ロードマップ」の着実な進展を図ること。特に、防潮堤の整備等は、被災者の住いと暮らしの再建に直結するものであることから、できるだけ早期の整備を図ること。	防潮堤等の海岸施設は、平成25年12月末現在、県の国土交通省所管海岸全体で65箇所のうち50箇所(約77%)が着工し、そのうち14箇所(約21%)が完成しています。今後も、早期の復旧・整備が図られるよう取り組んでいきます。	07 県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
東日本大震災からの復旧・復興について 1 住まいと暮らしの再建について ⑦-02 岩手県の復旧・復興工程表である「社会資本の復旧・復興ロードマップ」の着実な進展を図ること。特に、災害公営住宅の整備等は、被災者の住いと暮らしの再建に直結するものであることから、できるだけ早期の整備を図ること。	県では災害公営住宅について、平成28年度中の全戸完成に向け、従前の競争入札方式に加えて、設計施工一括選定方式や敷地提案型買取方式の整備手法の採用による整備期間の短縮及び、施工確保対策連絡調整会議等を通じて円滑な工事の実施に努めています。	07 県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
東日本大震災からの復旧・復興について 1 住まいと暮らしの再建について ⑧ 二重ローン対策の制度改善を国に求め、二重ローン解消に向けた取り組みを強化すること。	県では、住宅ローン対策として利子補給補助制度を実施するとともに、制度の説明会を行うなど周知に努めています。	07 県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
東日本大震災からの復旧・復興について 1 住まいと暮らしの再建について ⑨ 被災地や仮設住宅等の交通確保を図るため、本年度までとされている国の「特定被災地域公共交通調査事業」の延長実施を働きかけること。	被災市町村においては、今後もまちづくり事業の進捗に応じた路線やダイヤの見直しや、復興まちづくり計画を踏まえた交通体系の再構築が必要となることから、県としても、国に対して当該事業の事業実施期間を延長するよう強く働きかけてきました。 その結果、国においては、平成27年度まで2年間延長することとし、平成26年度予算に計上されたところです。	02-2 政策地域部	地域振興室	A 提言の趣旨に沿って措置
東日本大震災からの復旧・復興について 2 産業・経済の復興と再建について ① 被災した農地・農業用施設等の早期復旧と営農再開を支援すること。	沿岸部の津波により被災した農地や農業用施設については、県が被災市町村からの要請を受け、事業主体となって復旧を進めています。復旧対象農地717haのうち他の整備計画等との関連で工事着手できない267haを除いた450haについて、26年1月までに253ha(56%)の復旧が完了し、26年春の作付時期までに累計450ha(90%)の復旧を予定しています。 また、沿岸地域には、区画が小さく農道や水路が未整備な農地が多いことから、農業生産基盤の復旧・整備に当たっては、地元要望を踏まえつつ、復興交付金事業の導入によりほ場整備と農地の利用集積を一体的に進めることとし、より生産性・収益性の高い農業の実現を支援していきます。	06 農林水産部	農村建設課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>東日本大震災からの復旧・復興について 2 産業・経済の復興と再建について ② 被災した森林の再生や林道の早期復旧、特用林産物や木材加工場等の生産施設の復旧整備を支援すること。</p>	<p>特用林産物や木材加工施設の復旧整備については、木材加工流通施設等復旧対策事業(国庫補助事業)等を活用して施設の復旧を支援し、既に事業を再開しました。 また、震災により喪失した合板原木の供給先を県内で確保するため、国の補助事業等を活用して合板工場整備を支援していきます。</p>	06 農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>東日本大震災からの復旧・復興について 2 産業・経済の復興と再建について ③ 震災により漁港、養殖施設、種苗生産施設、海岸保全施設、漁港関連道等の被害は甚大であり、早期の復旧と機能回復、本復旧の取り組みを強化し、漁業の再生を図ること。また、漁船の確保や流通加工部門の復旧等の支援を行なうとともに、震災で失った販路の回復や開拓にむけた水産加工業への支援に尚一層取り組むこと。</p>	<p>水産業の復興に向けては、漁業と流通・加工業の一体的な再生に取り組んできたところであり、その結果、各地でワカメ等の養殖業が再開し、被災した水産加工事業所の8割が事業を再開するなど、本格的な水産業の復興に向けて、一定の基盤が整ってきたところです。 今後は、引き続き、漁船、漁港等の生産基盤や流通・加工関連施設の復旧・整備を進めるとともに、復旧によって震災前よりも衛生的になった産地魚市場や水産加工場の機能を活かし、「漁獲から流通・加工までの一貫した水産物の高度衛生品質管理体制の構築」に取り組み、水産物の付加価値向上を図ることにより、販路の開拓・拡大を支援していきます。</p>	06 農林水産部	水産振興課、漁港漁村課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>東日本大震災からの復旧・復興について 2 産業・経済の復興と再建について ④ 被災した観光施設などの復旧に向けた支援を行なうとともに、関係機関・団体と連携し観光客や交流人口の増大に向けた施策展開を図ること。</p>	<p>県では、被災した観光施設の早期復旧を図るため、中小企業グループ補助金などを通じて復旧支援に取り組んでおり、宿泊施設については、収容人員ベースで、震災後の新規開業も含めると、平成26年1月1日現在87.3%まで回復し、沿岸地域における観光客の受入態勢は整ってきたところとす。 今後は、引き続き、観光施設の復旧支援を行うとともに、いわてDCで構築した官民一体となったオール岩手の枠組みによる大型観光キャンペーンを展開することとしており、市町村や観光団体、事業者等と連携を図りながら誘客拡大に取り組んでいきます。</p>	05 商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>東日本大震災からの復旧・復興について 2 産業・経済の復興と再建について ⑤ 港湾施設の早期復旧・整備を促進するとともに、港湾利用の安全対策を講じること。</p>	<p>港湾施設の早期復旧・整備について、釜石港及び大船渡港の湾口防波堤は平成27年度内の復旧に向けて工事が進められており、その他の港湾施設については、既に一部の施設が復旧し利用が再開されているほか、他の港湾施設についても早期復旧・整備に向けて取り組んでいます。 また、港湾利用の安全対策については、港湾所在市のまちづくりの進捗状況を踏まえながら、津波避難対策や被害の軽減に向けた措置を講じていきます。</p>	07 県土整備部	港湾課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
東日本大震災からの復旧・復興について 2 産業・経済の復興と再建について ⑥ 被災地の復興まちづくり計画・事業の土地利用や事業進捗の遅れ等によって、今なお本格再建できない仮設店舗等事業者等への支援、助成を行うこと。また、今後の事業再建にあたって国のグループ補助金制度を活用できるように、制度の継続を国に働きかけること。	仮設店舗の経営力の向上、賑わい創出のための各種イベント開催を支援することに加え、地域の実態を踏まえ、グループ補助金の申請に向けたアドバイザー派遣など商店街再生計画を支援していきます。 中小企業等グループ施設等復旧整備事業については、平成26年度も引き続き事業実施することとしているとともに、国に対して事業の継続を要望しています	05 商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
東日本大震災からの復旧・復興について 2 産業・経済の復興と再建について ⑦ 福島第一原発事故で放射能に汚染された農林業系副産物等の焼却・処理、汚染対策を強化すること。焼却処理等にあたっては、住民の理解と合意形成に努め、安全性の確保に万全を期すこと。	農林業系副産物の焼却等処理にあたっては、市町村等が行う住民説明会に県職員を派遣するなど技術的支援を行うとともに、処理施設への立入や事業者が実施した測定結果を取りまとめて公表するなど安全な処理の推進に努めています。	03 環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
東日本大震災からの復旧・復興について 3 復旧・復興に向けたマンパワーの確保等について ①-1 震災からの復旧・復興事業を推進するにあたって、人材の不足等が大きな課題となっていることから、復旧・復興に必要な県職員の人的要員の充実を図ること。	本格復興の推進に向け、体制の強化を図ることとしており、平成26年度の職員採用は、平成25年度に比べ35人増の143人を採用する予定としています。 また、任期付職員は、被災市町村に派遣する分を含め320人程度の採用を予定しており、平成26年1月1日から順次前倒しで配置しています。更に、全国からの応援職員の確保については、平成25年11月26日に174人の派遣要請を全国知事会等を通じ行っており、平成26年2月末日現在で165人程度の応諾状況となっています。	08 総務部	人事課	B 実現に努力しているもの
東日本大震災からの復旧・復興について 3 復旧・復興に向けたマンパワーの確保等について ①-2 震災からの復旧・復興事業を推進するにあたって、人材の不足等が大きな課題となっていることから、被災市町村への全国からの派遣・応援職員の確保にも引き続き取り組むこと。	被災市町村における全国からの派遣・応援職員の確保については、全国市長会及町村会を窓口とした職員派遣など国の取組を活用しているほか、平成25年度においては、被災市町村による協力を得ながら、被災三県合同により都道府県、都道府県市長会及び町村会等を訪問し、直接職員派遣を要請するなど取組を強化したところです。 今後とも、被災市町村と連携しながら、必要な人材を確保できるよう取り組んでいきます。	02-2 政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
東日本大震災からの復旧・復興について 3 復旧・復興に向けたマンパワーの確保等について ② 被災者支援を担っている社会福祉団体、NPOとの連携、協働を強め、適正な事業執行を進めるとともに、緊急雇用創出事業の活用によるマンパワーの確保を図ること。	緊急雇用創出事業のうち、震災等緊急雇用対応事業については、平成25年度国補正予算において、実施期間が1年延長されたところであり、引き続き被災者支援に必要な事業等に活用します。	05 商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
東日本大震災からの復旧・復興について 3 復旧・復興に向けたマンパワーの確保等について ③ 復旧・復興の事業を担う建設関連事業者の人材育成と人材確保に対する支援を行なうこと。	県では、入札参加資格審査や総合評価等において、企業の若手技術者、登録基幹技能者等の確保・育成の状況等を評価しています。 また、平成24年度から「建設業技術者育成支援事業」を実施し、新規卒業者等の雇用と資格取得を支援しています。	07 県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの
東日本大震災からの復旧・復興について 3 復旧・復興に向けたマンパワーの確保等について ④ 復興資材の不足が大きな課題となっていることから、資材の確保に全力をあげる。また、復興資材への震災廃棄物の利活用を図ること。	建設資材の確保については、沿岸各地域に設置した施工確保対策連絡調整会議を通じて、関係機関や業界団体と情報共有・連携を図りながら建設資材の安定確保に向けた様々な取組みを行っています。 今後とも、国や関係機関等と情報共有や連携を図り、安定的な建設資材の確保に努めていきます。 また、復旧・復興工事において、関係部局と連携を図りながら、津波堆積土やコンクリート殻などの復興資材を活用しています。	07 県土整備部	建設技術振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
東日本大震災からの復旧・復興について 4 教育環境の再建と整備について ① 被災した文教施設の復旧を迅速に推進し、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境を整備すること。特に、倒壊した学校施設を優先し立地場所などに関する慎重な検討を加えたうえで推進すること。	小中学校の再建場所については、関係市町の復興・まちづくり計画等を踏まえ、関係市町において地域住民等との十分な協議等を経て決定されたものであり、早期再建並びに学校設置者が計画する整備内容が実現されるよう、全面的な財政支援措置等について引続き国に対し働きかけるとともに、関係市町教育委員会に対する適切な助言等に努めていきます。 また、県立高田高等学校の整備については、陸前高田市高田町字長砂地内の県立高田高等学校第2グラウンド北側を建設地とし、平成26年1月に第一体育館が完成しました。現在、校舎等の新築工事を行っており、平成26年度末までの完成を目指して取り組んでいます。	14 教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
東日本大震災からの復旧・復興について 4 教育環境の再建と整備について ② 児童・生徒の通学路となる公共交通網を早急に整備し、通学路を確保するよう求めること。その際、公共交通機関の代替輸送などに係って、児童・生徒に配慮し不利益とならないよう対応を行うこと。	被災地区の公共交通については、学校活動に合わせた運行内容となるよう、知事部局の交通政策担当部署を通じて交通事業者との調整を図っており、今後も学校の意見を反映させながら調整を進めます。	14 教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
東日本大震災からの復旧・復興について 4 教育環境の再建と整備について ③ 被災地における教職員の指導体制を充実し、施設の状況に応じた教育環境の整備を図ること。	被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の加配について、学校要望を踏まえて国に要望し、要望どおり加配が認められており、教育環境の整備にマンパワーで対応しています。教職員の中・長期的な加配措置の継続について、これまでの国に対して要望しており、今後も引き続き要望していきます。	14 教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>東日本大震災からの復旧・復興について 4 教育環境の再建と整備について ④ 学校現場における放射線量について県が状況を把握するとともに、基準値を超える場合は速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p>県及び各市町村では、県内全域の学校等を対象として空間線量率が局所的に高い箇所を特定し、線量低減のための土壌処理等を行う事業に取り組んでいます。 県立学校では、平成23年度に県内全ての学校で校地内の空間線量率を測定し、局所的に高い値を測定した10の県立学校の除染を実施しました。また、平成24年度に、汚染状況重点調査地域内の4つの県立学校の校庭等の除染を実施しました。 今後も定期的に(月1回程度)空間線量率を測定し公表するとともに、その状況に応じて適切に対応していきます。</p>	14 教育委員会事務局	スポーツ健康課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>東日本大震災からの復旧・復興について 4 教育環境の再建と整備について ⑤ 被災による教育の格差や将来の進路選択への影響が発生しないよう、教育費に関する公的支援の拡充をはかり、子どもの就学機会を確保すること。</p>	<p>【就学援助】 国の「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を活用し、震災により経済的理由から就学困難となった小中学校の児童生徒に対する市町村の就学援助事業の経費の補助を実施しています。(補助率10/10) 国の臨時特例交付金は、平成26年度まで予算措置されているところですが、就学援助を必要とする児童生徒が解消されるまで継続実施するよう、引続き国に対して要望していきます。</p> <p>【奨学金】 震災で被災したことにより親を亡くした又は行方不明となった児童生徒等を対象とした返還不要の給付型奨学金制度及び被災世帯の高校生を対象とした特例採用奨学金制度を創設しました。 また、高校授業料無償化後の授業料以外の教育に係る経済的負担を軽減するため、低所得世帯の生徒や特定扶養控除見直しに伴い負担増となる世帯の生徒を対象に奨学金の貸与を行うとともに、学校卒業後の収入が一定額に満たない場合に返還を猶予する所得連動型返還猶予制度を導入したところです。 なお、国では平成26年度予算において給付型の奨学金制度を盛り込んでいるところです。</p>	14 教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>東日本大震災からの復旧・復興について 4 教育環境の再建と整備について ⑥ 被災による経済的理由により、児童・生徒の就学が困難とならないよう、就学援助金の支給を行うこと。</p>	<p>国の「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を活用し、震災により経済的理由から就学困難となった小中学校の児童生徒に対する市町村の就学援助事業の経費の補助を実施しています。(補助率10/10) 国の臨時特例交付金は、平成26年度まで予算措置されているところですが、就学援助を必要とする児童生徒が解消されるまで継続実施するよう、引続き国に対して要望していきます。</p>	14 教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>東日本大震災からの復旧・復興について 4 教育環境の再建と整備について ⑦-01 保護者の就業や家計状況の急変により、幼稚園・高等学校・大学等での就学を断念することがないよう、学校に対する授業料・入学金の減免・延納措置の指導・支援を行うこと。</p>	<p>被災した幼児児童生徒については、学校設置者が、入学選考料・入学料・授業料・施設整備費等の減免を行った場合、補助する措置を講じています。また、被災により、遺児・孤児となった、あるいは低所得世帯に該当することとなった高校生については、いわての学び希望基金により、教科書、制服購入費、修学旅行費を給付しており、引き続き就学支援に努めていきます。</p>	08 総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの
<p>東日本大震災からの復旧・復興について 4 教育環境の再建と整備について ⑦-02 保護者の就業や家計状況の急変により、幼稚園・高等学校・大学等での就学を断念することがないよう、学校に対する授業料・入学金の減免・延納措置の指導・支援を行うこと。</p>	<p>県立高校については、東日本大震災津波に被災したことにより、生活の基盤を失った世帯の高校生に対して、入学料等の減免を実施しています。また、生徒が経済的理由で就学困難とならないよう、授業料減免制度により、授業料の全額又は半額免除を実施しているほか、奨学金制度により就学の支援をしています。</p>	14 教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>東日本大震災からの復旧・復興について 4 教育環境の再建と整備について ⑧-02 義務教育終了後の学生に対する、無償給付型や地域特別枠を含む公的奨学金制度の拡充を行うこと。</p>	<p>震災で被災したことにより親を亡くした又は行方不明となった児童生徒等を対象とした返還不要の給付型奨学金制度及び被災世帯の高校生を対象とした特例採用奨学金制度を創設しました。また、高校授業料無償化後の授業料以外の教育に係る経済的負担を軽減するため、低所得世帯の生徒や特定扶養控除見直しに伴い負担増となる世帯の生徒を対象に奨学金の貸与を行うとともに、学校卒業後の収入が一定額に満たない場合に返還を猶予する所得連動型返還猶予制度を導入したところです。なお、国では平成26年度予算において、高校生等奨学給付金制度を盛り込んでいるところです。</p>	14 教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>東日本大震災からの復旧・復興について 4 教育環境の再建と整備について ⑨ 被災により不足している図書費や教材費の教育環境整備を促進すること。</p>	<p>被災により流失、あるいは使用不能となった学校の教材等については、国の公立学校施設災害復旧費において整備することが可能であり、県立を含めた各学校の設置者において復旧整備を進めています。</p>	14 教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>東日本大震災からの復旧・復興について 4 教育環境の再建と整備について</p> <p>⑩ 安全の確保と心身の健康の維持を前提に、状況に応じた弾力的な学校教育を推進するとともに、復興・再生および将来の地域活性化を担う人材の育成を図ること。</p>	<p>東日本大震災津波以後、通常配置のスクールカウンセラーに加え、特に沿岸部被災地域には巡回型カウンセラーを配置し、スーパーバイザーによる指導を受けられる体制を整備するなど、重層的なサポート体制を構築しております。</p> <p>しかしながら、臨床心理士等の有資格者が少ない現状を踏まえ、各地域の支援ニーズ等を的確に把握しながら子ども達の健全育成を図って参ります。</p>	14 教育委員会事務局	教育委員会学校教育部	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>東日本大震災からの復旧・復興について 4 教育環境の再建と整備について</p> <p>⑪ 災地における学校や通学路を取り巻く環境をふまえ、子ども並びに教職員の安全の確保と、心身の健康の維持を優先した学校教育を行うこと。</p>	<p>全市町村において、小学校を中心とした登下校の見守り活動に取り組んでおり、各学校では、児童生徒の安全確保を図るため「学校安全計画」を策定し、学校安全の充実を図っているものと認識しています。</p>	14 教育委員会事務局	教育委員会学校教育部	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>東日本大震災からの復旧・復興について 4 教育環境の再建と整備について</p> <p>⑫ 被災による心的ストレスを抱える子どもの把握、メンタルヘルスへの適切な対応を行うために、養護教諭・スクールカウンセラー配置を含む教員の拡充などの環境整備を推進すること。</p>	<p>【養護教諭の配置について】 被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の加配について、学校要望を踏まえて国に要望し、要望どおり加配が認められています。</p> <p>教職員の中・長期的な加配措置の継続について、これまでの国に対して要望しており、今後も引き続き要望していきます。</p> <p>【スクールカウンセラーの配置について】 通常のスクールカウンセラーの配置に加え、被災地域の教育事務所に巡回型カウンセラーを配置するなど、重層的なサポート体制を整備しています。内陸部についても、緊急事案に柔軟に対応できる体制を整備しています。</p>	14 教育委員会事務局	教職員課・学校教育部	B 実現に努力しているもの
<p>東日本大震災からの復旧・復興について 4 教育環境の再建と整備について</p> <p>⑬ 新たな「学習指導要領」の段階的な実施にあたっては、被災現場の状況に応じた弾力的な運用を図ること。</p>	<p>高等学校においては、東日本大震災からの復旧・復興が進み、教育環境はある程度整ってきていますが、教科・科目によっては、学習指導要領で定められた内容のとおり実施できない場合もあり、教育課程の弾力的運用を認めています。</p>	14 教育委員会事務局	学校教育部	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>東日本大震災からの復旧・復興について 4 教育環境の再建と整備について ⑭ 学校と地域が連携し、地域の復興・再生を担う人材の育成に向けた教育を推進すること。</p>	<p>本県の子どもたちが「震災津波の経験を後世に語り継ぎ、自らのあり方を考え、未来志向の社会をつくること」ができるように、東日本大震災津波の体験から得た教育的価値(【いきる】【かかわる】【そなえる】)を育むとともに、被災地高校生が、水産加工業や建設業等の地元企業で働くことへの理解や地域に貢献する人材となるために必要な資質への理解を深めるなど、目的意識を持って地域の未来につながるキャリア教育を推進しています。このような多様な取組としての「いわての復興教育」を推進し、学校と地域とが連携して、「復興・発展を担うひとづくり」を進めていきます。</p>	14 教育委員会事務局	教育委員会事務局 学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>農林水産業の振興について 1 基幹産業としての農業について下記の施策を強化し、振興を図り農業従事者の生活安定に努めること。 ① 農業者戸別所得補償制度についての検証を農業者、農業団体、市町村と行いながら、持続的な担い手づくりや安定営農の制度充実に取り組むこと。</p>	<p>経営所得安定対策の検証については、先に関係機関・団体と連携して設置した「岩手県元気な地域農業推進本部」等で、国の対策見直しによる影響を試算・検討し、本県での対応の在り方を明らかにしていきます。 また、本県の担い手育成については、現在作成を進めている地域農業マスタープランを基本に据え、経営所得安定対策や青年就農給付金、機構集積協力金等を活用しながら、担い手への農地集積による経営体質の強化や、小規模農家も含めた集落営農組織の育成等を進めていきます。</p>	06 農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>農林水産業の振興について 1 基幹産業としての農業について下記の施策を強化し、振興を図り農業従事者の生活安定に努めること。 ② 営農指導体制を強化し、多様な経営形態に対応するとともに、担い手育成策等の施策を積極的に展開すること。また、今日の厳しい雇用情勢を踏まえた雇用機会の創出として、新規就農者生活支援を含む就農環境などの総合的な対策を県独自に確立すること。</p>	<p>営農指導体制の強化については、農業改良普及センターにおけるプロジェクトチームの編成による地域の重要課題の解決や市町村、農協と連携した地域協働により、きめ細やかに課題に対応していきます。担い手の育成・確保については、公益社団法人岩手県農業公社に就農相談窓口を設置するとともに、県立農業大学校における農業入門塾等の研修や農業改良普及センターが中心となった生産技術や経営の指導、岩手大学・JAいわてグループ・県が共同で運営する「いわてアグリフロンティアスクール」の開設による先導的な農業経営者の育成など、担い手の発展段階に応じた支援策を展開しています。また、新規就農者への支援については、「青年就農給付金」や「農の雇用事業」の活用を図るほか、県や農業公社の事業により、経営の発展段階に応じた総合的な支援に引き続き取り組んでいきます。</p>	06 農林水産部	農業普及技術課、農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>農林水産業の振興について 1 基幹産業としての農業について下記の施策を強化し、振興を図り農業従事者の生活安定に努めること。 ③ 農業研究センターの研究体制を強化し、農畜産物の生産及び加工に関する基礎研究・応用研究を基に地域の産業と連携した「農業型複合産業」の形成に努めること。特に、エサ米栽培研究・コメのエタノール化の実用化に向けた施策の充実を進めること。</p>	<p>農業研究センターでは、農畜産物の生産技術全般についての実用化・応用研究を行っていますが、特に品種開発については、生物工学研究センターが基礎研究を担い、両研究機関が連携して進めています。加工分野は、農業研究センターが、加工適性の優れた農産物原料を開発し、工業技術センターが、地域の企業と連携して、食品加工の応用研究を行っています。エサ米については、非主食用米を開発、普及拡大を図っていますが、現在、さらに多収が期待できる品種の開発に取り組んでいるところです。 また、エタノールについては、生物工学研究センターが、稲わらを活用したバイオエタノール生産に関する基礎技術を開発し、技術の実用性が確認されたところです。</p>	06 農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>農林水産業の振興について 1 基幹産業としての農業について下記の施策を強化し、振興を図り農業従事者の生活安定に努めること。 ④ 消費者と結びついた生産地を目指して、県産有機農産物及び水産物の認証制度を拡充した生産・流通体系の拡大を図ること。</p>	<p>有機農産物については、県が委嘱する有機農産物等アドバイザーの派遣により、有機JAS認証取得等の取組を支援しており、また、水産物、特に本県特産のわかめについては、岩手県漁業協同組合連合会が認証する「三陸わかめ」の販路回復を支援しているほか、県産農林水産物の取引拡大につながる商談機会の提供などに取り組んでいます。</p>	06 農林水産部	流通課	B 実現に努力しているもの
<p>農林水産業の振興について 1 基幹産業としての農業について下記の施策を強化し、振興を図り農業従事者の生活安定に努めること。 ⑤ 食の安全・安心を求める県民の意向に応えるため、遺伝子組み替え作物の屋外栽培を規制する独自条例を検討し制定すること。</p>	<p>県では、平成16年9月に「遺伝子組換え食用作物の栽培規制に関するガイドライン」を策定し、遺伝子組換え食用作物の栽培を規制するとともに、ガイドラインに基づき、毎年、栽培状況や栽培計画を調査し、その結果を県民に公表しています。 その結果、これまで遺伝子組換え食用作物の栽培実績はなく、また、社会情勢からも当面、栽培される状況にないことから、今後とも、本ガイドラインの運用により、遺伝子組換え食用作物の栽培を規制していくこととしています。</p>	06 農林水産部	農業普及技術課	C 当面は実現できないもの
<p>農林水産業の振興について 1 基幹産業としての農業について下記の施策を強化し、振興を図り農業従事者の生活安定に努めること。 ⑥ 自治体ごとに「アグリミナム」(地域に最低限確保したい農的環境＝農地・緑地・生き物・大気・水・水源・山林・河川・池等いのちと暮らしのための持続可能な環境)などの保全目標値を定めてまちづくりに活かすよう、市町村との共同研究に着手すること。</p>	<p>県では、農山漁村の環境保全に向けて、県民の理解と参画による森林整備や生態系に配慮した生産活動等を促進しています。 また、本県の多彩な農林水産物や食文化等の地域資源の活用による農山漁村の活性化の取組についても、市町村や関係団体、生産者等と連携して取り組んでいます。</p>	06 農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>農林水産業の振興について</p> <p>1 基幹産業としての農業について下記の施策を強化し、振興を図り農業従事者の生活安定に努めること。</p> <p>⑦ 国ではコメの減反政策を5年後に廃止するとしているが、県内農家に与える影響は極めて大きいものがあり、県においても減反廃止がもたらす影響を検証するとともに、農家や農業団体、市町村関係者の意見を吸い上げ、国に対して減反政策の廃止を行わないよう働きかけること。</p>	<p>米政策の見直しにあたって、国は、需要に応じた生産の推進のための環境整備を進めるとしてはいますが、農業者からは、将来の米の需給状況や米価の動向に不安や懸念が示されており、県では、関係機関・団体で構成する「岩手県元気な地域農業推進本部」において、経営所得安定対策等の取組の在り方などについて検討を進め、今後、米の規模拡大のほか、園芸作物の導入なども推進していきたいと考えています。</p> <p>また、米価の動向や本県の農家経営への影響を見定めながら、農業者が展望を持って生産活動に取り組むことができるよう、必要な措置を国に求めています。</p>	06 農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>農林水産業の振興について</p> <p>2 森林の持つ自然環境保全機能と調和を図りながら、林業の振興を図ること。</p> <p>① 総合的な林業の振興を図るため、林業技術センターの機能強化を図ること。</p>	<p>林業技術センターでは、毎年度、内部評価及び外部評価を行い、評価結果を試験研究に反映させ、効果的・効率的な試験研究の推進を図っています。</p> <p>また、今後とも、他の研究機関や大学などとの共同研究や、民間会社からの要望に対応した新たな受託試験などを推進します。</p>	06 農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>農林水産業の振興について</p> <p>2 森林の持つ自然環境保全機能と調和を図りながら、林業の振興を図ること。</p> <p>② 県産材のブランド化を進め、県内の公共施設の建設にあたっては積極的に県産材を利用するよう国や県機関、各自治体に働きかけること。</p>	<p>県産材の差別化を図り、公共施設整備や民間建築等での利用を進めるため、産地証明された県産材の需要拡大を図っており、関係機関と連携をとりながら今後とも県産材の利用を促進していきます。</p> <p>公共施設への県産材利用について、全庁で組織した「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進本部」が「木材利用推進行動計画」に基づき、率先して県産材利用に努めており、本年2月には、第4期となる「木材利用推進行動計画」を策定したことから、今後とも率先して県産材利用に取り組んでいきます。</p> <p>また、「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、県内の全市町村が木材利用方針を策定したところであり、国の補助事業を活用等により、市町村の公共施設の木造化・木質化も促進します。</p>	06 農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>農林水産業の振興について</p> <p>2 森林の持つ自然環境保全機能と調和を図りながら、林業の振興を図ること。</p> <p>③ しいたけ・木炭等の特用林産物の生産・加工・流通施設を整備し振興を図るとともに、ペレットの普及、木材バイオマスの活用など、環境対策と連動した取り組みを促進すること。</p>	<p>県では、しいたけ・木炭等の特用林産物の施設整備に対して、これまで国庫補助事業や県単独事業により助成を行っており、今後とも補助事業の活用や新規参入者への支援など、特用林産物の振興を図っていきます。</p> <p>また、木質バイオマスの利用について、ボイラー等の導入希望事業者等を対象とした木質バイオマスコーディネーターによる技術的助言や普及啓発セミナーの開催、国の補助事業を活用した施設・設備の導入支援などに取り組み、今後も引き続き、地球温暖化防止にも貢献する木質バイオマスの活用を促進します。</p>	06 農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>農林水産業の振興について 2 森林の持つ自然環境保全機能と調和を図りながら、林業の振興を図ること。 ④ 林業振興及び森林保全対策を進めるため、林業従事者の果たす役割は重要であることから、林業従事者の雇用条件の改善をはかり、林業後継者の育成対策を確立すること。</p>	<p>林業従事者の雇用条件の改善については、県の出捐法人である公益財団法人岩手県林業労働対策基金において、雇用主が社会保険等を適用した場合の掛金助成や新規就業者を正規採用した場合に奨励金を交付する事業を行っています。 また、林業後継者の育成対策の確立については、国の「緑の雇用」事業等を活用し、新たな林業従事者の確保とキャリアアップ対策を講じています。なお、平成24年度から県が補助する「森林・林業人材育成加速化事業」により、森林施業プランナーや素材生産を低コストで行える人材の育成対策を講じており、県としては、関係団体と連携し、積極的な事業実施に取り組み、林業就業者の育成対策の確立に努めていきます。</p>	06 農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>農林水産業の振興について 2 森林の持つ自然環境保全機能と調和を図りながら、林業の振興を図ること。 ⑤ 「森林税」の用途について情報を公開するとともに、県民が森林・林業に親しめるような施策を強化すること。</p>	<p>「いわての森林づくり県民税」の用途については、外部の有識者等で構成する事業評価委員会において評価検証を行うとともに、個別事業の採択については、箇所毎・団体毎に審議を行って、県ホームページにおいて審議内容を公開しています。さらに、該当県民税事業の取組についても、県ホームページやイベント等で紹介しているところです。今後とも、様々な機会を通じて情報公開に努めていきます。 また、県民が森林・林業に親しめる施策については、公募支援事業による森林環境学習の実施や、子供たちを対象とした「いわて森のゼミナール」を開催してきたところです。</p>	06 農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>農林水産業の振興について 3 三陸沿岸の良質な水産環境を保全し、水産業の資源育成と流通加工の振興支援を図ること。 ① 県が策定している水産物の漁獲から流通、加工までの一貫した高度衛生品質管理基準は、安全で安心な水産地づくりにむけて関係者の期待も高いものがあり、引き続き、取り組みを強化促進すること。</p>	<p>平成25年度から取り組む「漁獲から流通・加工までの一貫した水産物の高度衛生品質管理体制の構築」においては、市町村が高度衛生品質管理地域づくりに向けた計画を策定して取組を進めることとしており、県としては、計画の策定・実行支援や衛生指導・講習会開催などに加え、専門アドバイザーの派遣や高度衛生品質管理に基づく商品開発などの支援に取り組んでいきます。</p>	06 農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>農林水産業の振興について</p> <p>3 三陸沿岸の良質な水産環境を保全し、水産業の資源育成と流通加工の振興支援を図ること。</p> <p>② 水産業振興の課題として、燃油高騰による漁船の出漁自粛や採算割れ問題が深刻化しており、国を含めた行政支援が欠かせないことから、県として国に働きかけるとともに独自支援策を図ること。</p>	<p>国では、燃油高騰に対応するため、平成22年度から、燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に国と漁業者が拠出した財源から補填金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業を実施しており、また、更なる急騰に対応するため、25年6月に補填金の国の負担割合を高めた特別対策を講じたほか、25年度補正予算により、漁業者の省燃油活動や省エネ機器等の導入を推進するなどの漁業コスト低減対策に取り組んでいるところです。</p> <p>県としては、これらの国の対策の導入を促進するとともに、漁場探索時間や航行距離短縮に資する漁海況情報の提供等に努めていきます。</p>	06 農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>商工観光業の振興について</p> <p>01 県内中小企業の育成のため、経営指導・技術開発指導及び市場情報の提供に積極的に努めること。</p> <p>① 若者が定着できるよう雇用対策・企業支援対策として、既存の工業団地の基盤整備を進め、地場産業の育成及び企業の誘致を強力に進めること。</p>	<p>産業の集積や雇用の確保による地域経済の活性化を図るうえで、企業誘致の果たす役割は極めて大きいものであり、そのための基盤整備も重要であると認識しているところです。</p> <p>今後における工業団地の整備にあたっては、社会経済情勢や企業の立地動向、既存工業団地の分譲状況等を勘案し、全県的かつ中長期的な視点に立って検討を行うこととしており、その中で市町村が主体となって行う場合の支援のあり方も含め、震災復興に要する財源等も見ながら様々な手法を検討していきます。</p>	05 商工労働観光部	企業立地推進課	B 実現に努力しているもの
<p>商工観光業の振興について</p> <p>01 県内中小企業の育成のため、経営指導・技術開発指導及び市場情報の提供に積極的に努めること。</p> <p>② 県内企業の競争力向上を支援するとともに、起業家育成のために「産・学・官」による共同研究体制を更に強化すること。また、県産品の開発・販路拡大策を強化するとともに、各分野において県内産物の消費を奨励する施策を更に強化すること。</p>	<p>(科も課分)</p> <p>県内企業の競争力向上を図るため、自動車メーカーOBによる生産工程の改善指導や工業技術センターによる技術指導、国や科学技術振興機構等の支援を得た産学官共同プロジェクトの実施などを推進しているところです。</p> <p>また、新たな事業や産業の創出のため、研究シーズと企業ニーズのマッチングから研究開発、事業化までの一貫した支援を行っており、こうした取組が企業の競争力向上や起業に繋がるよう、今後とも、試験研究機関や産業支援機関と一層連携しながら取組を進めていきます。</p> <p>(産経課分)</p> <p>特産品コンクールや商談会の開催を通して県内事業者の新商品開発を促しているほか、県産品の販路拡大のため、東京・大阪・福岡にアンテナショップを設置し、情報発信に努めています。また、新商品開発や販路の開拓に取り組む事業者に対しては、支援措置も制度化しています。</p> <p>さらに、7月と12月を県産品普及推進月間として定め、県産品のPRを行っているほか、平成21年度から、いわて未来づくり機構と連携して、買うなら岩手のもの運動にも取り組んでいます。</p>	05 商工労働観光部	科学・ものづくり振興課・産業経済交流課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>商工観光業の振興について</p> <p>01 県内中小企業の育成のため、経営指導・技術開発指導及び市場情報の提供に積極的に努めること。</p> <p>③ 不況対策として、中小企業者に対する無担保・低利子の融資制度を拡充し、経営支援を強化すること。</p>	<p>県では、経営の安定に支障を生じている中小企業者を対象に金融機関と協調し「中小企業経営安定資金」の貸し付けを行っているところです。</p> <p>同資金については、貸付利率を2.5%以内とし低利に設定しているほか、国の信用保証制度(セフティーネット保証等)を併用することにより無担保での利用も可能となっております。</p> <p>県としても、金融機関や商工団体等支援機関と連携して、中小企業の事業再生を図るため経営支援、金融支援一体となった取組を行っており、引き続き、これらの推進に努めていきます。</p>	05 商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>商工観光業の振興について</p> <p>01 県内中小企業の育成のため、経営指導・技術開発指導及び市場情報の提供に積極的に努めること。</p> <p>④ 空洞化が著しい中心商店街の活性化を図るため、地域商業の中心的担い手を育成するなどの支援策を強化するとともに、空き店舗対策について、開業者のニーズに対応した支援策を講ずること。</p>	<p>国では、商店街のマネジメントを行う人材の育成など、地域商業の中心的担い手育成研修等の補助を行っており、県では、商店街に対して活用を促していきます。</p> <p>空き店舗対策については、国の補助事業を活用したチャレンジショップや、市町村の出店改装費補助などにより、商店街や開業者のニーズに対応した支援が行われており、県では、これらの制度の活用を促していきます。</p>	05 商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>商工観光業の振興について</p> <p>01 県内中小企業の育成のため、経営指導・技術開発指導及び市場情報の提供に積極的に努めること。</p> <p>⑤ 県内自治体で実施されている「個人住宅改良支援事業(住宅リフォーム支援制度)」による地域経済への貢献が大きいことから、県政の立場からも支援を行い制度の拡充を図ること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波の被災者に対する独自支援策として、住宅の補修及び改修に対する補助制度や既住及び新規ローンに対する利子補給補助制度を実施しています。</p> <p>なお、一般の住宅リフォームに対する助成等の支援制度の創設については、今後の需要等を踏まえ検討を行っていきます。</p>	07 県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>商工観光業の振興について</p> <p>02 優れた岩手の観光資源は、県民に潤いと安らぎを与えるとともに、観光関連事業にとっても重要なものであり、宣伝と観光客の招致拡大に向けた観光開発を図ること。</p> <p>① 滞在型の観光客誘致に向け、自然に親しみながら県内を周遊できるよう、市町村と連携して展示・体験・歴史文化などの関連施設の整備に努めること。</p>	<p>県では、世界遺産平泉、世界遺産登録を目指す橋野高炉跡や御所野遺跡、三陸海岸と十和田・八幡平の二つの国立公園、三陸ジオパークなど、本県が誇る自然や歴史文化を活かした体験型観光を市町村などと連携しながら推進するとともに、いわてDCで構築した官民一体となったオール岩手の体制による大型観光キャンペーンを展開し、内陸と沿岸の周遊型観光の定着に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>今後は、引き続き体験型観光の推進に取り組むとともに、関連施設などの受入態勢の整備についても、市町村などと連携し取り組んでいきます。</p>	05 商工労働観光部	観光課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>商工観光業の振興について</p> <p>02 優れた岩手の観光資源は、県民に潤いと安らぎを与えるとともに、観光関連事業にとっても重要なものであり、宣伝と観光客の招致拡大に向けた観光開発を図ること。</p> <p>② 観光振興とあわせて地場特産品や食グルメの消費拡大を図る施策を展開すること。</p>	<p>県外のアンテナショップ(東京、大阪、福岡)において、本県が全国に誇る特産品をPRするとともに、豊かな自然・歴史・文化・観光資源等、岩手の魅力を県外に広く紹介し、観光客の誘致拡大と同時に県産品の販路拡大につながるよう努めています。</p> <p>また、県内の各地域での地元の食材等を活用したお土産商品の開発やPR等を支援し、観光地における地場産品の消費拡大に努めています。</p>	05 商工労働観光部	産業経済交流課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>商工観光業の振興について</p> <p>02 優れた岩手の観光資源は、県民に潤いと安らぎを与えるととともに、観光関連事業にとっても重要なものであり、宣伝と観光客の招致拡大に向けた観光開発を図ること。</p> <p>③ 観光資源を維持し更にその価値を広く発信させるため、地域の力が必要であることから観光資源を担う地域団体の育成や担い手拡充への支援策を検討すること。</p>	<p>県では、観光資源を発掘し磨き上げ、魅力ある観光地づくりを進める地域の取組について、観光コーディネーターを設置し、支援しています。</p> <p>また、自発的な観光地づくりを促進するため、地域において中核となる観光人材の育成に取り組んでいるところであり、今後も、引き続き、これらの取組みを強化していきます。</p>	05 商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>商工観光業の振興について</p> <p>02 優れた岩手の観光資源は、県民に潤いと安らぎを与えるととともに、観光関連事業にとっても重要なものであり、宣伝と観光客の招致拡大に向けた観光開発を図ること。</p> <p>④ 他県との交流人口の拡大を図るとともに、3・11の教訓や防災の意識高揚を兼ね備えた「学ぶ防災」や「震災ツアー」も注目されており、県としてのPR策を強化すること。</p>	<p>県では、復興関連ツアーや震災学習を目的とした教育旅行を沿岸地域の観光の柱とするため、震災ガイドのネットワーク化やスキルアップなどの受入態勢の整備を進めるとともに、各種情報発信や教育旅行説明会への参加などのPRによる誘客促進に取り組んでいるところであり、今後も、引き続きこれらの取組みを強化していきます。</p>	05 商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>安全で均衡ある県土の発展と再生可能エネルギー開発について</p> <p>01 県土の安全を確保するよう防災体制の更なる強化を図ること。</p> <p>① 大震災と近年の大型台風や集中豪雨災害での教訓を検証し総括するなかで、岩手県防災計画の再点検と見直しに向け、災害に強い街づくりへの再点検、被災時に県民が求めている避難所の在り方、高齢者や障がい者の安否確認、県民への情報提供や相談態勢の改善策、緊急時の自家発電機の配置による水道や電気のライフラインの確保、食料品・燃料・衛生用品の生活物資確保など、住民要望の反映や住民主体の防災計画の再構築を進めること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波の検証を踏まえ、これまでも通信・情報の災害対策の強化、食料や燃料の備蓄の促進等の観点から県地域防災計画の見直しを行ってきたところです。また、今年度の県地域防災計画の見直しにあっても災害対策基本法の改正を踏まえて被災者保護対策の改善等の観点から避難所の整備に係る留意事項の見直し等を行うとともに、一連の大雨災害の検証を踏まえて市町村による避難勧告等の具体的な基準の作成についても明記したところです。今後も、パブリックコメントの意見等を踏まえ、県地域防災計画の見直しにあたり住民の意見が反映されるよう努めています。</p>	08 総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>安全で均衡ある県土の発展と再生可能エネルギー開発について</p> <p>01 県土の安全を確保するよう防災体制の更なる強化を図ること。</p> <p>② 高潮や波浪等の二次災害防止のため、防潮堤等の海岸保全施設、防災施設等の応急復旧を推進するとともに、多重防災型の地域・まちづくりを推進すること。また、水害による家屋浸水対策を強化するため、河床の掘削、水門への排水ポンプの設置、防波堤の水門遠隔操作化を図ること。</p>	<p>防潮堤等の海岸施設は、平成25年12月末現在、県の国土交通省所管海岸全体で65箇所のうち50箇所（約77%）が着工し、そのうち14箇所（約21%）が完成しています。（復興ロードマップ参照）県では今後も「防潮堤や水門」を積極的に整備するとともに、住民の避難を軸に「土地利用」、「避難施設の整備」などハードとソフトを総動員する「多重防御」の考え方で減災することとしています。また、現在手動による開閉操作を行っている水門・陸閘等についても、地域の実情を把握しながら順次、遠隔化・電動化を図っていくこととしています。水害対策については、日頃より河川パトロールを行い状況把握に努め、家屋への浸水被害のおそれがある区間など緊急性の高い箇所から優先的に河道掘削を進めています。内水対策用の排水ポンプの設置については、原則支川管理者が行うものとされていますので、今後も関係機関と協議を行っていきます。</p>	07 県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>安全で均衡ある県土の発展と再生可能エネルギー開発について</p> <p>01 県土の安全を確保するよう防災体制の更なる強化を図ること。</p> <p>③ 公共交通の復旧・再生に向けて、災害時における安全性の高い道路網と災害に強い交通ネットワークの形成を図ること。</p>	<p>県では、復興に向けた3つの原則に掲げる、「安全の確保」の実現に向け、「三陸復興道路整備事業」や「まちづくり連携道路整備事業」を進めているほか、「いわて県民計画」の政策に沿って、安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備を進めており、引き続き、災害に強く信頼性の高いネットワークの構築など、道路ネットワークの安全性・信頼性の確保に取り組んでいきます。</p>	07 県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>安全で均衡ある県土の発展と再生可能エネルギー開発について</p> <p>01 県土の安全を確保するよう防災体制の更なる強化を図ること。</p> <p>④ 国の消防力整備指針による県内の整備基準充足率は全国平均を下回っており、早急な向上整備計画を策定し、消防力の充足率向上を図ること。また、地方交付税での消防費の基準財政需要額と国の消防力整備指針との財政乖離があることから、国に対して交付税措置の見直しを働きかけること。</p>	<p>消防力の充足率については、国から示されている整備指針を参照しつつ、消防団の体制や自主防災組織の活動状況、建造物の配置や構造など、地域の様々な要因を踏まえ、それぞれの市町村や組合の判断に基づき配備を行っています。</p> <p>県では、このような市町村や組合の判断を受け止めつつ、消防力の充実強化に資するよう、今後も必要な対策の実施を働きかけていきます。</p>	08 総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
<p>安全で均衡ある県土の発展と再生可能エネルギー開発について</p> <p>01 県土の安全を確保するよう防災体制の更なる強化を図ること。</p> <p>⑤-01 学校施設、公民館、保育所、福祉施設、病院、庁舎などの公共施設、また、水道事業における基幹水道管などの耐震測定と耐震化工事を推進すること。</p>	<p>学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所となるなど重要な役割を担っており、県教育委員会としても、学校施設の耐震化は喫緊の課題と捉えています。</p> <p>県立学校については、岩手県耐震改修促進計画に基づき、引き続き計画的に耐震化を進めます。</p> <p>市町村立学校については、学校設置者に対し、早期の耐震化について様々な機会を通じて引き続き働きかけるとともに、国庫補助制度の活用に応じた助言等、必要な支援を行っていきます。</p>	14 教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
安全で均衡ある県土の発展と再生可能エネルギー開発について 01 県土の安全を確保するよう防災体制の更なる強化を図ること。 ⑤-02 保育所、福祉施設、などの公共施設、また、水道事業における基幹水道管などの耐震測定と耐震化工事を推進すること。	県内の社会福祉施設のうち、耐震診断義務化対象となるのは11施設ありますが、そのうち9施設は診断済みであり、2施設については建替え等を検討しているところです。	04 保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの
安全で均衡ある県土の発展と再生可能エネルギー開発について 01 県土の安全を確保するよう防災体制の更なる強化を図ること。 ⑤-03 病院などの公共施設、また、水道事業における基幹水道管などの耐震測定と耐震化工事を推進すること。	県立病院の耐震化について、耐震診断により耐震補強が必要とされた病院の耐震化工事は平成24年度に実施した江刺病院をもって全て完了しており、県立病院の耐震化率は100パーセントとなっています。	11 医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置
安全で均衡ある県土の発展と再生可能エネルギー開発について 01 県土の安全を確保するよう防災体制の更なる強化を図ること。 ⑤-04 庁舎などの公共施設、耐震測定と耐震化工事を推進すること。	耐震上問題がある可能性の建物は、昭和56年以前の旧耐震基準で設計された建物であり、県庁舎及び各地区合同庁舎の内、旧耐震基準で設計されている庁舎については、全数耐震診断を実施しています。また、耐震診断の結果、耐震補強の必要有りと診断がなされた庁舎については、順次耐震補強工事を実施しております。今後についても、財政状況や実施体制など取り巻く環境が厳しい中ではありますが、引き続き、庁舎の耐震化を進めていきます。	08 総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
安全で均衡ある県土の発展と再生可能エネルギー開発について 01 県土の安全を確保するよう防災体制の更なる強化を図ること。 ⑤-05 水道事業における基幹水道管などの耐震測定と耐震化工事を推進すること。	災害に強い水道施設整備を図るため、県では岩手県水道広域的防災構想を定め、市町村に対して耐震化計画の策定や耐震化工事を推進するよう指導しています。市町村では水道施設の耐震化にあたっては、国庫補助制度を活用した整備を実施しており、県ではそのための国との協議等を行っています。	03 環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの
安全で均衡ある県土の発展と再生可能エネルギー開発について 02 県内の地域特性を活かした産業振興を進めると共に、生活基盤の整備を推進し、均衡ある県土の発展を目指すこと。 ①-1 企業誘致や新規事業者の参入に向けた支援策を強化し、関連する道路網の整備と住生活基盤の拡充に努めること。	県では、「いわて県民計画」に掲げる「いわてを支える基盤」の実現に向け、産業を支える社会資本の整備を進めており、引き続き、高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークとなる復興道路の整備を推進するほか、復興道路を補完する道路のあい路区間の解消など、物流の効率化を支援する道路施策を展開していきます。	07 県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>安全で均衡ある県土の発展と再生可能エネルギー開発について</p> <p>02 県内の地域特性を活かした産業振興を進めると共に、生活基盤の整備を推進し、均衡ある県土の発展を目指すこと。</p> <p>①-2 企業誘致や新規事業者の参入に向けた支援策を強化し、関連する下水道の整備と住生活基盤の拡充に努めること。</p>	<p>生活の基盤となる下水道などの污水处理施設については、「いわて污水处理ビジョン2010」に基づき、地域の実情に合わせて整備を推進することとしています。</p> <p>県としては、市町村が実施する污水处理施設の整備に対し、県単独費での補助事業等により支援を行っています。</p>	07 県土整備部	下水環境課	B 実現に努力しているもの
<p>安全で均衡ある県土の発展と再生可能エネルギー開発について</p> <p>02 県内の地域特性を活かした産業振興を進めると共に、生活基盤の整備を推進し、均衡ある県土の発展を目指すこと。</p> <p>①-3 企業誘致や新規事業者の参入に向けた支援策を強化し、関連する上水道の整備と住生活基盤の拡充に努めること。</p>	<p>上水道については、平成22年3月に策定した「いわて水道ビジョン」により、県内全域で安全・安心で安定した水が供給できるよう水道整備に努めています。</p> <p>水道施設の整備にあたっては国庫補助制度があり、各事業体で一定の要件を満たしている場合、国庫補助を活用して施設整備を実施しており、県ではそのための国との協議等を行っています。</p>	03 環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの
<p>安全で均衡ある県土の発展と再生可能エネルギー開発について</p> <p>02 県内の地域特性を活かした産業振興を進めると共に、生活基盤の整備を推進し、均衡ある県土の発展を目指すこと。</p> <p>② 地場産業や伝統産業への支援策を拡充し、産地振興、需要開拓、生産額の向上、人材育成に取り組む等、本県が持つ豊かな地域特性を活かした産業振興と地域経済活性化を強化誘導すること。</p>	<p>アドバイザー等の専門家も活用しながら、「いわて希望ファンド」や「いわて農商工連携ファンド」等、支援制度の利用促進により、地域の特性を活かした新商品の開発や、農商工連携による新しい取組み等を支援していきます。また、伝統工芸産業における人材育成を支援し、伝統的な技術・技法の継承を図っていきます。</p>	05 商工労働観光部	産業経済交流課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>雇用の安定と労働条件の改善について</p> <p>01 産業の振興とあわせて、雇用の拡大と安定に向けた施策を積極的に進めること。</p> <p>① 新規学卒者の就職率の向上を図るため、ハローワークとの連携のもとに、生徒への職業指導・企業や事業主への働きかけを積極的に行うこと。</p>	<p>平成26年度においても、配置を希望する県立高校に就職支援相談補助員を配置し、生徒の就職活動を支援するとともに、各高校において、ハローワークの学卒ジョブサポーターや各広域振興局に配置される就業支援員と連携して求人開拓を行うなどにより、生徒一人一人が希望する進路を実現できるよう積極的に支援していくこととしています。</p>	14 教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>雇用の安定と労働条件の改善について</p> <p>01 産業の振興とあわせて、雇用の拡大と安定に向けた施策を積極的に進めること。</p> <p>② 雇用を創出するため、職業訓練や職業転換の諸制度を活用するとともに、雇用拡大に向け、一次産業など幅広い視点から本県における産業構造を踏まえた受け皿作りに努め、必要な支援対策を講じること。</p>	<p>県では、復旧・復興や成長分野に対応した職業訓練コースや人材育成事業の充実を図るとともに、新事業創出や経営支援、企業誘致、農林水産業、福祉施設整備などの産業振興施策により、雇用の創出に努めているところです。</p> <p>今後も安定的な雇用の確保、拡大に向けて取り組んでいきます。</p>	05 商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>雇用の安定と労働条件の改善について</p> <p>01 産業の振興とあわせて、雇用の拡大と安定に向けた施策を積極的に進めること。</p> <p>③-02 職や住まいを失った人たちに対する総合的な相談と支援(就労・生活・住宅・緊急貸付・多重債務・職業訓練など)をさらに充実させるよう国に働きかけるとともに、県としても積極的に施策の展開を図ること。</p>	<p>県と国が共同で、盛岡市と奥州市に総合就業支援拠点を設置して、関係市と連携しながら、求職者の生活相談・支援から就職相談・紹介までを一体的に実施しています。</p> <p>また、平成27年度から始まる新たな生活困窮者支援制度の実施に向け、市町村や関係機関と連携しながら、さまざまな生活上の困難を抱える人たちに対する支援体制の構築を進めていきます。</p>	05 商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>雇用の安定と労働条件の改善について</p> <p>01 産業の振興とあわせて、雇用の拡大と安定に向けた施策を積極的に進めること。</p> <p>④ 障がい者に優しい職場環境の整備を進める必要があることから、働きやすい職場に改善するよう指導を強化すること。</p>	<p>県では、「障がい者雇用優良事業所」として知事名で表彰した事業所の雇用事例を県のホームページで公表する等し、職場環境の改善を含めた意識啓発を図っています。</p> <p>また、平成25年度から、厚生労働省が指定するカリキュラムに基づくジョブコーチ養成研修を実施しています。障がい者本人や家族への支援のみならず、事業主や同僚などに対して職務や職場環境の改善の助言等を行うジョブコーチと同等のスキルを持った人材を養成し、事業所による支援体制の整備の促進及び障がい者の職場定着を図っています。</p>	05 商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>雇用の安定と労働条件の改善について</p> <p>02 労働条件を改善し、安全な職場環境をつくるよう指導を強化すること。</p> <p>① 本県は全国平均に比べて労働者の賃金が低いことから、賃金水準の向上を図るため「地域包括最低賃金」を引き上げること。</p>	<p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定しなければならないとされています。最低賃金の引き上げは、当県における東日本大震災からの復興及び被災地における生活再建の観点からも重要であると考えており、県としては、国に対して、本県労働者の生計費や賃金の実情等を十分に考慮し決定をしていただくよう働きかけています。</p>	05 商工労働観光部	雇用対策・労働室	S その他
<p>雇用の安定と労働条件の改善について</p> <p>02 労働条件を改善し、安全な職場環境をつくるよう指導を強化すること。</p> <p>② 労働時間の短縮・週休二日制の普及・定年の延長・不当労働行為の防止・労働安全体制の確立等について、積極的に指導を行うこと。</p>	<p>労働基準に関する指導は国の所管となっておりますが、県としても、安心・安全で働きやすい職場環境の整備について、岩手労働局と連携を図りながら啓発に努めていきます。</p>	05 商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>雇用の安定と労働条件の改善について</p> <p>02 労働条件を改善し、安全な職場環境をつくるよう指導を強化すること。</p> <p>③ 男女雇用機会均等法に基づき、働く女性の権利を守り、賃金・定年制などの格差をなくすとともに、雇用の機会を広げるよう指導すること。</p>	<p>国は男女雇用機会均等月間の設定や、制度改正の説明会の実施により、男女雇用機会均等法の周知・啓発を実施しています。</p> <p>また、県は国と連携して周知・啓発を行うとともに、企業が仕事と家庭生活の両立支援及び働き方の見直しを行う際の支援を実施するなど、働きやすい職場環境づくりの促進に引き続き努めていきます。</p>	05 商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>雇用の安定と労働条件の改善について 02 労働条件を改善し、安全な職場環境をつくるよう指導を強化すること。 ④ 非正規雇用労働者の「社会保険適用」や安定した雇用を行うよう企業に対して指導を強化すること。</p>	<p>国は、労働保険適用促進月間の設定等により集中的な適用促進活動を展開しているほか、労働基準監督署においては、個別訪問や手続指導を実施し、未手続事業一掃対策の推進を図っています。また、平成24年において「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大が行われることとされています。県としては、関係機関と連携しながら、企業に対する普及啓発に努めていきます。</p>	05 商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>雇用の安定と労働条件の改善について 02 労働条件を改善し、安全な職場環境をつくるよう指導を強化すること。 ⑤ 県内の事業所(公務労働を含む)において増加している精神疾患や過労死・過労自殺を防止するため、安心して働ける労働安全環境改善に向けて、労働基準監督署等の関係機関と連携して対策を強めること。</p>	<p>国は、過重労働による健康障害防止に向けた事業主等の意識を高め、「労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)」の更なる周知や助言、指導を行う等、実態に応じた取組を促進することとしています。 労働安全衛生については、岩手労働局と国と連携しながら意識啓発や情報提供に努めていきます。</p>	05 商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>保健・医療・福祉施策の向上について 01 保健・医療・福祉行政の施策を強化し、県民の全てが健康で安心して生活できるように努めること。 ① 県内地域医療の拡充に向けて、その中核の役割を担う県立病院の機能強化を図り、特に、常勤医師の確保や救急医療体制の充実に努めること。そのためにも、岩手医科大学等との連携強化や研修医の増加対策を行い、国と一体となって県内の医師確保に努め、勤務医の加重労働の解消と医師偏在対策に取り組むこと。</p>	<p>県立病院の常勤医師の確保等については、関係大学への医師派遣を強く要請していますが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況となっています。今後とも、関係大学への派遣要請、即戦力医師の招聘活動を継続するとともに、臨床研修医の積極的な受入れ、平成28年度以降に本格化する奨学金養成医師の効果的な配置に努めます。また、医師の偏在については、圏域内における診療応援体制の強化や内陸と沿岸の圏域を越えた連携を進めるなど、県立病院群としてのネットワークを生かしながら必要な診療体制を確保します。勤務医の負担軽減については、認定看護師等の専門資格職員の養成、薬剤師・臨床工学技士・臨床心理士等の医療技術部門の充実強化により医師業務のサポート体制を強化します。</p>	11 医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>保健・医療・福祉施策の向上について</p> <p>01 保健・医療・福祉行政の施策を強化し、県民の全てが健康で安心して生活できるように努めること。</p> <p>② 真に必要な地域医療を確保するための公立病院、民間医療機関、当該市町村との連携による、岩手型地域医療連携システムを全県的に構築し、高齢化社会に対応した保健・医療・福祉施策の連携を強め、地域包括ケアの推進を図ること。</p>	<p>県においては、二次保健医療圏で完結する医療提供体制の構築に向けた取組を進めており、二次保健医療圏での対応が困難な疾病等については全県的に対応する体制の構築を進めています。</p> <p>こうした中、限られた資源を有効に活用し、地域の医療を支えていくための取組が重要であり、各保健医療圏内での医療機関相互の役割分担と連携を様々な形で推進していく必要があると考えています。</p> <p>このため、各圏域に圏域連携推進会議等を設置し、医師をはじめ関係者相互に顔の見える連携体制の構築を促進するとともに、こうした場における協議・調整を通じて、地域連携クリティカルパスの導入等による各疾病に対応した医療機関のネットワーク化を進めています。</p>	04 保健福祉部	長寿社会課、医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>保健・医療・福祉施策の向上について</p> <p>01 保健・医療・福祉行政の施策を強化し、県民の全てが健康で安心して生活できるように努めること。</p> <p>③ 公立病院の救急医療や災害時医療については、一次、二次救急の拠点としての機能を確立するとともに、消防行政機関とも連携して、高規格救急車の配備や救急救命士の配置、ドクターヘリポートの整備などを図ること。</p>	<p>ドクターヘリの運航に当たって、救命救急の業務を行う場合は、着陸地点の安全を確保したうえで、グラウンドなどの空きスペースに着陸することが可能であり、学校のグラウンドや駐車場など、全県で570か所の着陸可能地点を事前に確保していることとす。</p>	04 保健福祉部	総合防災室、医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>保健・医療・福祉施策の向上について</p> <p>01 保健・医療・福祉行政の施策を強化し、県民の全てが健康で安心して生活できるように努めること。</p> <p>④ 公的医療機関におけるリハビリテーション機能を強化すること。</p>	<p>県では、いわてリハビリテーションセンターを設置し、本県のリハビリテーション医療の中核施設として、リハビリテーションを専門的に行うほか、関係施設職員への研修の実施、市町村等における地域のリハビリテーションへの支援を行うなど、関係機関・団体等と連携してリハビリテーションの充実・強化に努めています。</p>	04 保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>保健・医療・福祉施策の向上について</p> <p>01 保健・医療・福祉行政の施策を強化し、県民の全てが健康で安心して生活できるように努めること。</p> <p>⑤ 依然として高い水準にある岩手県の自殺死亡率に歯止めをかけるため、市町村や関係機関と連携した自殺予防対策の施策展開を拡充すること。</p>	<p>県では、平成23年11月に策定した自殺対策アクションプランに基づき、市町村における包括的自殺対策プログラム(いわゆる“久慈モデル”)の推進、ハイリスク者への支援体制づくり、自殺対策を担う人材の育成等に取り組んでいるところです。</p> <p>市町村及び関係機関との連携については、関係機関で構成する岩手県自殺対策推進協議会を設置しているほか、保健医療圏ごとに県、市町村及び関係団体による連携会議を設置し、地域の実情に応じた自殺対策を実施しております。</p> <p>今後とも、地域の人材養成やネットワークづくりを重点的に行い、一人でも多くの方に支援が届く体制づくりを推進してまいります。</p>	04 保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>保健・医療・福祉施策の向上について 02 福祉施策の強化について ① 市町村の進める高齢者施策・介護保険事業に対する支援を強化すること。</p>	<p>介護保険制度の保険者をはじめとして、高齢者福祉施策において市町村は重要な主体であり、今般の介護保険制度の見直しにより、その役割はさらに大きくなっているところです。 県では市町村の施策、事業が効果的かつ円滑に進むよう、情報提供や助言と共に、必要な措置を国に要望するなど支援していきます。 現在、高齢者福祉施策の最重要課題である地域包括ケアシステムの構築についても、県では本年度、市町村等の実態調査をした結果を踏まえ、平成37年度までの市町村の取組や県の支援策をロードマップとして取りまとめ、市町村に提示したところです。今後も、各市町村の状況に応じたきめ細かな支援をしていきます。</p>	04 保健福祉部	保健福祉部長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>保健・医療・福祉施策の向上について 02 福祉施策の強化について ②-01 公的な高齢者及び障がい者用住宅の建設を促進すること。</p>	<p>災害公営住宅の建設にあたっては、一定水準のバリアフリー化を進めるとともに、高齢者、障がい者や子育て世帯など多様な世帯に対応した計画を進めています。</p>	07 県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>保健・医療・福祉施策の向上について 02 福祉施策の強化について ②-02 個人住宅の障がい者向け改造にかかる費用の公的助成を強化すること。</p>	<p>障がい者の住宅改修費用の助成については、市町村が地域生活支援事業として実施しており、国及び県は市町村に対し経費の一部を補助しています。地域生活支援事業の充実に向けて、国に対し予算の拡充を要望しているところです。</p>	04 保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>保健・医療・福祉施策の向上について 02 福祉施策の強化について ③ 「人にやさしいまちづくり条例」の実効性を上げるため、関係団体・機関への働きかけを更に強化すること。</p>	<p>県では、「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定するとともに、「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を策定し、これに基づいて条例の考え方やユニバーサルデザイン、バリアフリーの取組及び公共的施設整備基準や事前協議制度等の普及啓発を図る取組を進めています。具体的には、事業者、県民、市町村等を対象に「ひとにやさしいまちづくりセミナー」を開催しているほか、ひとにやさしい駐車場利用証制度の普及、ひとにやさしいまちづくり表彰の実施などに取り組んでいるところであり、今後も引き続き関係団体や市町村と連携して条例の実効性を高める取組を進めていきます。</p>	04 保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>保健・医療・福祉施策の向上について 02 福祉施策の強化について ④ 障がい者の社会復帰を助ける「職業訓練」「機能回復訓練施設」を障がい者が通所しやすい場所に設置すること。また、福祉工場や共同作業所などを拡充し就労の場を増やすこと。</p>	<p>障がい者の就労支援や機能訓練等を行う障害福祉サービス事業所の設置については、事業者が通所しやすい場所に設置するか、送迎サービスの実施により通所手段を確保するよう、事業者に対し指導・助言してまいります。また、県内どこに住んでいても就労に向けた訓練等や日中活動ができるよう、障害福祉サービスの基盤整備に取り組んでいきます。</p>	04 保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>保健・医療・福祉施策の向上について 02 福祉施策の強化について ⑤ 社会福祉法人等が経営している各種施設の安定的な運営が確保されるよう、支援・指導を行うこと。</p>	<p>社会福祉施設の適正な運営を確保するため、実地指導や指導監査を実施し、関係法令等で定められた最低基準の遵守、利用者処遇の確保等について指導しているほか、県所管の社会福祉法人に対して、理事会の適正運営や資産管理の徹底について指導監査を行うとともに、岩手県の約7割の社会福祉法人を所管する県内各市に対して、技術的助言を行っているところです。 また、社会福祉法人や社会福祉施設からの経営相談について、岩手県社会福祉協議会に県の補助で経営指導員を設置し、福祉事業運営上の会計・財務等全般にわたる相談に対して指導助言を行うほか、適正な法人運営に向けた役職員の意識改革を啓発するための役職員セミナー等を開催しています。</p>	04 保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>保健・医療・福祉施策の向上について 02 福祉施策の強化について ⑥-01 生活保護制度の適正実施に向けた生活保護ケースワーカーの増員、また、国が行っている生活保護費削減は貧困の連鎖の拡大が懸念されており、慎重に対応すること。</p>	<p>県では、社会福祉法に定める配置標準数に基づく職員配置(ケースワーカーの人員:(郡部実施機関)被保護世帯65世帯につき1名、(市部実施機関)被保護世帯80世帯につき1名)や適切な実施体制の構築について、生活保護法施行事務監査などを通じて、保護の実施機関に対する指導を行っているところです。 また、生活保護基準については、国において、平成25年8月1日付で見直しが行われ、今後3年かけて段階的な実施が行われますが、県では、生活保護を受給している方に対し、きめ細やかな相談対応や支援を行っていくよう、各福祉事務所に対して指導を行っているところであり、今後も引き続き指導に努めていきます。</p>	04 保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>保健・医療・福祉施策の向上について 02 福祉施策の強化について ⑥-02 児童虐待の対応策を拡充するための職員確保を図ること。</p>	<p>児童虐待防止に向けた児童相談所の体制について、これまでに職員の増員を図ってきたところであり、特に、児童福祉司は、平成25年度にも2名増員したところです。今後とも、児童虐待の防止対策のため、必要な体制の整備に努めていきます。 また、生活保護基準については、国において、平成25年8月1日付で見直しが行われ、今後3年かけて段階的な実施が行われますが、県では、生活保護を受給している方に対し、きめ細やかな相談対応や支援を行っていくよう、各福祉事務所に対して指導を行っているところであり、今後も引き続き指導に努めていきます。</p>	04 保健福祉部	児童家庭課、地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
保健・医療・福祉施策の向上について 02 福祉施策の強化について ⑥-03 DV対応策を拡充するための職員確保を図ること。	DVの相談や被害者支援の窓口となる配偶者暴力相談支援センターは県内に12カ所あり、そのうち、9か所は各広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境センターで、県内各地で相談・支援ができるような体制としています。 今後も、各配偶者暴力相談支援センターの相談員を対象とした研修会を開催して資質の向上を図り、DV被害者への対応が充実するよう努めていきます。	03 環境生活部	青少年・男女共同参画課	B 実現に努力しているもの
保健・医療・福祉施策の向上について 03 介護保険制度について ① 日本の高齢化は世界最速で進んでおり、国・自治体が連携して介護基盤の整備にあたる必要があり、そのための介護基盤整備を図ること。	高齢化の進展により、要介護高齢者の増加が見込まれていることから、必要な方が適切な介護サービスを受けることができるよう、計画的な施設整備を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築による在宅介護の充実を積極的に支援していきます。	04 保健福祉部	保健福祉部長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置
保健・医療・福祉施策の向上について 03 介護保険制度について ② 介護保険制度を支える介護支援専門員やホームヘルパーの確保対策に努めるとともに、雇用条件を確立し身分を保障するための施策を強化すること。	介護保険制度の運営においては、介護サービス拠点等の整備と合せて、介護人材の確保と育成が重要であると認識しており、他の産業に比べ、離職率が高いことや平均賃金が低いことなどの課題を踏まえ、県では介護従事者全般の処遇改善が図られる適切な水準の報酬の設定を国に要望するとともに、事業所内の職場環境の改善に向けた取組を進めているところです。	04 保健福祉部	保健福祉部長寿社会課	B 実現に努力しているもの
保健・医療・福祉施策の向上について 03 介護保険制度について ③ 施設介護の待機者解消のため施設の整備を促進するとともに、従来型だけではなく、住み慣れた地域で暮らし続けられるような小規模多機能施設、グループホーム、ケアハウス、有料老人ホームなど多様な施設整備に努めること。	県では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を視野に入れ、小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等地域密着型施設の整備を、平成21年度に創設した「介護サービス施設整備等臨時特例基金」を活用して進めてきたところです。 同基金の期限が平成26年度末となっていることから、新たに創設する見込みの基金の活用等を含め、地域密着型施設の整備への支援が継続できるよう、検討して参ります。	04 保健福祉部	保健福祉部長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
保健・医療・福祉施策の向上について 04 母子・児童福祉について ① 将来の望ましい姿として低廉で利用できる良質な保育施設を十分に確保し、親の就労と子どもの育みを支えることから、当面、保育料の軽減・延長保育・低年齢児保育等の総合的な施策を積極的に推進すること。また、今後展開される「子ども・子育て新制度」への対応に万全を期すこと。	県では、平成20年度に作成した「子育て支援対策臨時特例基金」を活用し、民間保育所の整備などの取組を集中的・重点的に支援しています。また、保育料については、各市町村の軽減状況等を情報提供するとともに、保護者負担の一層の軽減を図るため、国に対して全国一律に定めている基準額の引き下げを要望しています。延長保育など多様な保育サービスについては、保育対策等促進事業費補助金等により各市町村の取組が拡充するよう財政的に支援しています。 なお、平成27年4月施行予定である「子ども・子育て支援新制度」への対応については、各種制度の仕組み等の情報について、適宜・適切に市町村や事業者、県民に提供していくとともに、実施主体である各市町村の取組が円滑に進むよう助言・支援していきます。	04 保健福祉部	児童家庭課	B 実現に努力しているもの
保健・医療・福祉施策の向上について 04 母子・児童福祉について ② 母子家庭・父子家庭の支援対策を強化すること。	県では「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、相談機能の充実、就業支援対策の充実、養育費確保の促進、経済的支援の充実を重点に、ひとり親家庭等への支援に取り組んでいるところです。 今後とも、相談対応職員の資質の向上、各種事業の周知徹底を図るとともに、効果的な支援を行うため関係機関と連携し、ひとり親家庭等の自立に努めていきます。	04 保健福祉部	児童家庭課	B 実現に努力しているもの
保健・医療・福祉施策の向上について 04 母子・児童福祉について ③ 児童福祉司を増員するとともに、児童相談センターの機能を拡充し、児童虐待防止対策を強化すること。	児童虐待防止に向けた児童相談所の体制について、これまでに児童福祉司の増員を図ってきたところであり、平成25年度には2名増員したところです。今後とも、児童虐待の防止対策のため、必要な体制の整備に努めていきます。 また、児童虐待防止アクションプランに基づき、県、市町村等の関係機関が緊密な連携を図りながら、児童虐待防止の強化に努めていきます。	04 保健福祉部	児童家庭課	B 実現に努力しているもの
保健・医療・福祉施策の向上について 05 消費者保護対策について ① 消費生活ネットワークシステムを整備し、迅速な消費者相談や苦情処理を行い、的確な情報提供を行える体制を整えること。	県では、全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活相談情報の収集を行っている「全国消費生活情報ネットワークシステム」を活用し相談への対応を行うとともに、消費生活緊急注意報の発表、プレスリリース、モバイルメールマガジン等各種の方法により適時適切な情報提供に努めています。	03 環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>保健・医療・福祉施策の向上について 05 消費者保護対策について ② クレジットカードなどによる多重債務者に対する支援の施策を強化するとともに、消費教育・金融教育を学校や社会教育の場を通じて進めること。</p>	<p>多重債務問題の解決には弁護士等による債務整理が有効であり、岩手弁護士会と連携して、平成20年度から毎年県内各地で多重債務弁護士無料法律相談を実施しています。 また、消費教育・金融教育については、関係機関と連携し、高校生等を対象とした金融経済セミナーや一般向けの消費生活セミナー等を引き続き開催するとともに、平成26年度からは新たに学校教員向け研修の実施などの消費者教育の推進に取り組んでいきます。</p>	03 環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>保健・医療・福祉施策の向上について 05 消費者保護対策について ③ 高齢者を狙った悪徳商法や振り込めサギ行為が後を絶たない状況にあることから、情報の収集と被害防止対策について県民に周知すること。</p>	<p>悪質商法などによる被害の防止のため、手口や相談窓口について、各種の広報媒体や、県民を対象とする出前講座において情報提供を行っています。 また、緊急に提供する必要性が認められる情報については、消費生活緊急注意報の公表やプレスリリースによる情報提供を行っています。</p>	03 環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>自然保護と生活環境の整備について 01 自然環境を大切に、生活環境の保全に努めること。 ① 県立自然公園、自然環境保全地域の指定を更に拡大し、自然環境が保全されるよう施策を進めること。また、自然公園保護管理員及び指導員を増員し自然環境の保全対策を強化すること。</p>	<p>県立自然公園、自然環境保全地域の指定に当たっては、それぞれの指定要件に照らして指定し、適正な管理に努めてきたところです。今後とも、自然環境の変化等に注意しながら、必要に応じて指定地域の見直しを行っていきたいと考えています。 また、自然公園保護管理員及び自然保護指導員は、それぞれ自然公園及び自然環境保全地域を適正に保護管理するため、各地域の実情に合わせて配置しているところです。増員については、県財政も厳しく難しい状況であることから、市町村と連携して保全対策の強化を図っていきたいと考えています。</p>	03 環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>自然保護と生活環境の整備について 01 自然環境を大切に、生活環境の保全に努めること。 ②-1 河川改修にあたっては、環境に十分配慮し環境保全型の工法を取り入れること。</p>	<p>河川の維持・改修工事においては、河川が本来持つ多様な生物の生息・生育環境及び良好な水辺空間の保全と創出を図る「多自然川づくり」を実施しています。</p>	07 県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>自然保護と生活環境の整備について 01 自然環境を大切に、生活環境の保全に努めること。 ②-2 道路建設等にあたっては、環境に十分配慮し環境保全型の工法を取り入れること。</p>	<p>県では、道路建設等を進めるにあたり、希少種保護の検討委員会等を開催し、有識者より自然環境についての情報提供や保全方法について技術的な助言を受け、必要に応じて希少野生動植物の保全対策を講じています。今後とも、道路建設等を進めるにあたっては、有識者等の助言を受けながら自然環境に配慮した整備を進めていきます。</p>	07 県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>自然保護と生活環境の整備について</p> <p>01 自然環境を大切に、生活環境の保全に努めること。</p> <p>③ 環境の変化によって生ずる植生の変化を把握するとともに、貴重な岩手の植物の保存に努めること。</p>	<p>県内の希少野生植物の生育環境の変化については、平成20年度から計画的に生育状況調査を進め、このたび平成26年3月に改訂版いわてレッドデータブックを発刊したところです。</p> <p>平成26年度においても、引き続き追跡調査を実施して希少野生植物の現況把握及び保護に努めることとしています。</p>	03 環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>自然保護と生活環境の整備について</p> <p>01 自然環境を大切に、生活環境の保全に努めること。</p> <p>④ 適切な有害鳥獣駆除対策により野生動物の生態系管理に努めること。同時に、山林の環境破壊により、ニホンジカ、熊、野生猿、猪などの野生動物の農作物の被害拡大が発生しており、関係者と連携し実態把握調査をはじめ今後の被害対策を図ること。</p>	<p>農業被害や自然植生被害により、特に人との軋轢が高まっているニホンジカについては、平成25年11月に捕獲の強化に重点を置いた第4次シカ保護管理計画を策定したところであり、捕獲上限の撤廃等規制緩和による狩猟の促進とともに、市町村が実施する有害鳥獣捕獲とも連携した効果的な個体数管理を進めることとしています。</p> <p>平成26年度には、捕獲効果が高い春季に市町村が連携して集中的に有害捕獲に取り組むことができるよう、新たに全県一斉ニホンジカ有害捕獲強化期間を設定するとともに、平成25年度に引き続き、原発事故の影響による狩猟の減少を補う県によるシカ捕獲を実施します。</p>	03 環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>自然保護と生活環境の整備について</p> <p>01 自然環境を大切に、生活環境の保全に努めること。</p> <p>⑤ 山林の環境破壊により、ニホンジカ、熊、野生猿、猪などの野生動物の農作物の被害拡大が発生しており、関係者と連携し実態把握調査をはじめ今後の被害対策を図ること。</p>	<p>鳥獣被害対策については、市町村等の関係機関・団体と連携し、毎年、野生鳥獣による農作物の被害状況調査を実施し実態の把握に努めるとともに、今年度から環境生活部と農林水産部が一体となって、シカの広域一斉捕獲や集中的な有害捕獲等への支援、わな導入や侵入防止柵設置等に対する支援による捕獲・被害防止対策の強化、侵入防止効果の高い柵等の技術実証の実施による被害防止技術の向上、地域の被害防止活動を推進する指導者育成のための研修会開催による担い手の育成などに取り組んでいるところであり、今後とも総合的な被害対策に取り組んでいきます。</p>	06 農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>自然保護と生活環境の整備について</p> <p>02 快適な生活環境の整備と、県内河川の水質汚濁防止と廃棄物の適正処理に努めること。</p> <p>① 快適な生活環境と水質保全のため「新全県域污水適正処理構想」を促進し、残された地域の生活排水対策を進めること。</p>	<p>污水处理に係る県構想「いわて污水处理ビジョン2010」では、水洗化人口割合(総人口に対する水洗化人口等の割合)の向上や未処理家庭雑排水量を削減等を目標に掲げています。目標達成に向けての取組を推進するため、県構想に基づく「岩手県污水处理実施計画」により污水处理の普及拡大に努めていきます。</p>	07 県土整備部	下水環境課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>自然保護と生活環境の整備について 02 快適な生活環境の整備と、県内河川の水質汚濁防止と廃棄物の適正処理に努めること。 ② 上水道に利用している原水の水質管理に万全を期すとともに、地下水を含む水源の汚染防止対策に努めること。</p>	<p>県は原水の水質管理に資するため、水道水源となっている河川におけるクリプトスポリジウム等の耐塩素性微生物や農薬についての水質調査を実施しているほか、水道水源を含む公共用水域や地下水については、水質汚濁防止法に基づきモニタリングを実施しています。 また、水道事業者等は岩手県水道水質管理計画に基づいて地下水を含めた代表的な水源の水質把握を行っています。 今後も引き続き、安全で安心な水道水を供給できるよう、水質管理に万全を期したいと考えています。 水質汚濁防止法の特定施設に対して、毎年計画的に立入検査を実施し、排水処理施設の状況や排出水の汚染状態について監視を行い、概ね問題ないことを確認しています。</p>	03 環境生活部	県民くらしの安全課 環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>自然保護と生活環境の整備について 02 快適な生活環境の整備と、県内河川の水質汚濁防止と廃棄物の適正処理に努めること。 ③ 廃棄物の減量対策については、拡大生産者責任の概念を政策化するよう国に求めるとともに、「循環型地域社会の形成に関する条例」等に基づき、資源化・再利用・再使用を促進するよう施策を展開すること。</p>	<p>廃棄物の発生抑制に係る「拡大生産者責任」については、これまで国に働きかけを行ってきましたが、これからも必要な働きかけを継続していきます。また、循環型社会の形成に向けて、「岩手県循環型社会形成推進計画」に基づき、ごみ排出量等について、全国的にも高い目標値を定め、ごみの減量化をはじめとする3R(発生抑制、再使用、再生利用)の取組を促進しているほか、「循環型地域社会の形成に関する条例」に基づく再生資源利用認定制度の実施、廃棄物の資源化に係る技術開発研究、事業者が産業廃棄物の発生抑制やリサイクル等に取り組むための事業支援などを実施しています。</p>	03 環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>自然保護と生活環境の整備について 02 快適な生活環境の整備と、県内河川の水質汚濁防止と廃棄物の適正処理に努めること。 ④ 事業場等に対する監視指導体制を強化し、水質汚濁防止法・悪臭防止法等に基づく違反企業に対して厳正に対処すること。</p>	<p>水質汚濁防止法等の規制対象施設に対して、毎年計画的に立入検査を実施し、排水処理施設の状況や排出水の汚染状態について監視を行い、その結果、排水基準違反のあった事業所に対しては厳正に対処しています。</p>	03 環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>交通対策と交通安全の確保について 01-3 IGRいわて銀河鉄道、三陸鉄道に対する自治体負担と利用者負担を軽減するため、利用促進対策を強化するとともに、国に対して新たな支援策の強化を求めること。</p>	<p>IGRいわて銀河鉄道は、今後、沿線人口の減少等による利用者の減少が見込まれているところです。このため、IGRにおいては平成25年4月から運賃引下げを行い、利用者の拡大に取り組んだほか、県においては、IGRによる沿線市町への着地型旅行商品造成を支援しています。</p> <p>三陸鉄道については、東日本大震災津波による施設被害からの復旧が進み、平成26年4月に全線が運行再開しますが、その利用促進にあたっては、県と関係市町村で構成する「岩手県三陸鉄道強化促進協議会」を通じて、沿線住民に利用を働きかけるとともに、利用者補助制度や旅行エージェントによる誘客支援、企画列車等の実施など、幅広く活動を展開していきます。</p> <p>今後とも、これらの利用促進対策を県・市町村が地元の住民の皆さんと協働しながら進めていくほか、IGRいわて銀河鉄道、三陸鉄道の将来に渡る安定的な運営に向けて、施設整備に対する補助の充実など、引き続き他の都道府県と連携し国に働きかけていきます。</p>	02-2 政策地域部	地域振興室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>交通対策と交通安全の確保について 01-1 公共交通機関を優先し、通勤ラッシュを解消するため、バス専用レーンの延長・交通規制の強化・自転車道等の整備を進めること。</p>	<p>県警察の交通渋滞緩和対策としては、交通管制センターの整備、交通流・交通量に応じた信号機運用や交通規制の実施、タイムリーな交通情報の提供などを行っています。盛岡市内における主な交通渋滞緩和対策としては、・バス優先レーン 1区間 1,400メートル・バス専用レーン 3区間 4,785メートルを設置し、さらには、中央線変移規制や公共車両優先システム(PTPS)の導入による公共輸送車両の優先通行規制を実施するなど路線バスのスムーズな運行促進に努めています。交通渋滞緩和対策については、今後とも、道路管理者等関係機関・団体と連携を図りながら取り組んでいきます。また、自転車に関わる事故防止対策の一環として、・自転車通行部分指定 10区間 5,334メートル・自転車専用通行帯 5区間 1,690メートル 計 7,024メートルを設置しています。今後も、交通渋滞緩和対策と併せて、道路管理者と連携して自転車の通行環境の整備に努めていきます。</p>	18 警察本部	交通部交通規制課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>交通対策と交通安全の確保について 01-2 公共交通機関を優先し、通勤ラッシュを解消するため、自転車道の整備を進めること。</p>	<p>自転車道等の整備については、必要性や緊急性の高い箇所から整備を進めており、今後の交通量の推移、地域の沿道状況や県全体の進捗等を踏まえ検討していきます。</p>	07 県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
交通対策と交通安全の確保について 02 市街地での交通渋滞解消に向け、県事業で進めている道路整備を早急に進めるとともに、国道・県道・市町村道の有機的な改良についても関係機関に働きかけること。	盛岡市内の早期の渋滞解消・緩和を図るため、現在、長田町から仙北一丁目などの道路整備を重点的に進めています。 また、より効率的、効果的な渋滞対策となるように各種協議会の場を通じて、国・県・市が連携して事業推進を図るとともに、時差出勤、公共交通機関の利用促進など、ソフト的施策を組み合わせながら、渋滞対策に引き続き取り組んでいきます。	07 県土整備部	都市計画課	B 実現に努力しているもの
交通対策と交通安全の確保について 03 交通輸送の安全性を確保し、交通弱者を保護すること。 ①-01 道路の安全性を確保するため、トンネルや橋梁の危険箇所を常時点検すること。	トンネルや橋梁については、定期的に点検を実施し損傷状況を把握するとともに、修繕が必要と判断された施設については計画的に対策を実施することとしています。 また、道路パトロールにより県管理道路の状況把握を行うとともに、随時維持修繕を実施しています。安全・安心な道路確保のため、今後とも、より一層良好な道路維持管理に努めていきます。	07 県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
交通対策と交通安全の確保について 03 交通輸送の安全性を確保し、交通弱者を保護すること。 ①-02 道路の安全性を確保するため、安全運転指導を強化すること。	自動車運転者に対しては、交通安全教育として運転免許更新時における講習及び安全運転管理者等に対する講習などの法廷講習、地域や職場での交通安全講習などの任意講習を通じて実施しているほか、道路交通情報の積極的な提供や関係機関・団体と連携した各種広報啓発活動及び該当における交通指導取締り活動等を推進して安全運転指導に努めています。	18 警察本部	交通部交通企画課	A 提言の趣旨に沿って措置
交通対策と交通安全の確保について 03 交通輸送の安全性を確保し、交通弱者を保護すること。 ② 地域住民の生活に不可欠な地方バスの運行を確保するための施策を強化すること。また、地域交通・生活交通の維持は立派な福祉サービスであり、まちづくりに不可欠な施策として位置づけこと。	地方バスは、住民の日常生活を支える交通手段として重要な役割を果たしていることから、国との協調補助や県単独補助により、広域のかつ幹線的な路線の維持を図っています。 また、平成25年12月に交通政策基本法が交付され、交通に関する施策に係る基本理念や関係者の責務が定められたところであり、中には交通のバリアフリー化を進めることも盛り込まれています。 こうした国の動きを踏まえながら、引き続き、住民の日常生活に必要な移動手段の維持・確保に向けて、適切に対応していきます。	02-2 政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>交通対策と交通安全の確保について</p> <p>03 交通輸送の安全性を確保し、交通弱者を保護すること。</p> <p>③ 県をはじめ各自治体において自主的・主体的に交通政策が立案できるよう、国が持っている交通行政の権限の一部を自治体に移譲するなど、自治体の決定権の拡充を国に働きかけること。</p>	<p>平成25年12月に交通政策基本法が交付され、自治体の責務として、交通に関し、区域の諸条件に応じた施策を策定し、実施することや法律の基本理念について住民等の理解を深め、協力を得ることが定められました。</p> <p>また、人口減少や高齢化が進む中で、持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するために、国においては、まちづくりと一体となった地域公共交通の再編を進める枠組みを新たに盛り込んだ「地域公共交通活性化再生法」の改正案が今国会に提出されたところです。</p> <p>この法案が成立すれば、これまで以上に地域公共団体が先頭に立ち、交通事業者等との合意の下で、住民の日常生活に必要な移動手段の維持・確保を図っていくことが重要になるものと考えます。</p> <p>今後においても、地域における住民生活に密接に関係する交通行政については、地方自治体の意見が反映されるような仕組みを構築するよう、国に働きかけていきます。</p>	02-2 政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>交通対策と交通安全の確保について</p> <p>03 交通輸送の安全性を確保し、交通弱者を保護すること。</p> <p>④ 冬期間の交通安全のため、除排雪・融雪等の対策を強化するとともに、坂道・交差点等の車道に「ロードヒーティング」を施工すること。</p>	<p>冬期の交通安全対策について、県では、除雪計画及び除雪作業出動基準等に基づき、除排雪や融雪剤散布等を実施しています。</p> <p>また、ロードヒーティングについては、現地状況や交通量等を総合的に判断し、必要性や緊急性の高い箇所について整備を実施しています。</p> <p>今後も、より一層安全で安心な冬季通行の確保に努めていきます。</p>	07 県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
<p>交通対策と交通安全の確保について</p> <p>03 交通輸送の安全性を確保し、交通弱者を保護すること。</p> <p>⑤ 歩行者の安全性を確保するため、要望の多い横断歩道の新設や信号機の設置を促進すること。</p>	<p>交通信号機や横断歩道等の交通安全施設整備については、各自治体やじゅうみんとうからの意見要望等も踏まえ、道路環境及び交通実態を調査し、全県的観点から総合的にその必要性、緊急性を検討し、整備に努めています。県内の整備状況は、平成25年3月現在・信号機 1,888基・横断歩道 9,876本となっています。なお、交差点における歩行者等の安全性を確保するため、歩行者等と自動車等の通行を時間的に分離し信号機を運用する歩者分離化を県内39か所において整備しております。今後とも歩行者等の安全確保のため、効果的な交通安全施設の整備を計画的に推進していきます。</p>	18 警察本部	交通部交通規制課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>交通対策と交通安全の確保について</p> <p>03 交通輸送の安全性を確保し、交通弱者を保護すること。</p> <p>⑥ 市町村が配置している交通指導員の待遇改善について、県においても積極的に支援すること。</p>	<p>交通指導員の待遇等については市町村の条例等で定められており、県では、交通指導員設置費補助金を通じて、交通指導員の報酬に対する支援を行っています。</p>	03 環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>交通対策と交通安全の確保について</p> <p>03 交通輸送の安全性を確保し、交通弱者を保護すること。</p> <p>⑦ 県内タクシー業界の経営危機を救済するための「タクシー適正化・活性化特別措置法」の実行を高めるための行政支援策を実施すること。</p>	<p>改正タクシー事業適正化・活性化特別措置法では、競争環境が特に厳しい大都市などを国土交通大臣が「特定地域」に指定した上で、新規参入と台数増加を禁止するなど、供給過剰の解消を図り、タクシー事業の適正化及び活性化を推進することとされたところです。</p> <p>「特定地域」の指定基準等の制度の詳細については、同法を所管する国土交通省からまだ示されていないことから、国の動向の把握に努めるとともに、必要に応じて、適切に対応していきます。</p>	02-2 政策地域部	地域振興室	S その他
<p>交通対策と交通安全の確保について</p> <p>03 交通輸送の安全性を確保し、交通弱者を保護すること。</p> <p>⑧ 国道281号線の改良工事事業を促進し、盛岡圏域との交通時間短縮を図ること。</p>	<p>国道281号については、岩手町大坊地区及び久慈市案内地区において改良整備を進めており、早期完成を目指し、今後とも地元の御協力を頂きながら整備推進に努めていきます。</p> <p>なお、その他の区間については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。</p>	07 県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>交通対策と交通安全の確保について</p> <p>03 交通輸送の安全性を確保し、交通弱者を保護すること。</p> <p>⑨ JR岩泉線廃止に伴う押角トンネルを含む国道340号線未整備区間の道路改良整備については、鉄路の代替交通路線として早期の整備促進を図ること。</p>	<p>一般国道340号におけるJR岩泉線に並行する未整備区間の改良整備については、平成9年度から事業を進めている和井内道路に加え、平成26年度は、最大の難所である押角峠のあい路解消を目的とした押角峠工区を新たに事業化することとしており、これらの工区の整備効果の早期発現を目指し、事業推進していきます。</p>	07 県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>教育・文化・スポーツの振興について</p> <p>01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。</p> <p>① 通常学級における特別な支援を要する子どもに対する課題やいじめ、不登校、学級崩壊など、深刻な問題が山積しており、一人ひとりの子どもへのきめ細やかな教育を進めること。</p>	<p>子どもを取り巻く社会状況は複雑多様化しており、特別な支援を要する児童生徒への教育の在り方をはじめ、いじめ問題、不登校、学級崩壊等の諸問題については、いつでも、どの学校でも起こり得る問題として正面から受け止め真摯に対応していく必要があります。</p> <p>今後とも児童生徒が明るくのびのびと学校生活を送ることができるよう、必要な支援を行うとともに、所要の施策を立案し、きめ細やかな教育を実現して行きます。</p>	14 教育委員会事務局	教育委員会学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>教育・文化・スポーツの振興について 01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。 ② 障がいのある子どもが差別されることなく、安心して学習できるようにインクルーシブの理念に基づいた教育を進めること。</p>	<p>国では「障害者の権利条約(平成18年12月)」に署名し、平成23年8月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行され、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に共育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこと」「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」としております。その後、平成25年6月に障害者差別解消法を成立させるなど国内法を整備し、同12月、条約の承認案が国会で正式承認され、平成26年1月20日、国際連合事務局に批准が承認されました。</p> <p>平成25年11月策定の「いわて特別支援教育推進プラン」〔平成25年度～平成30年度〕においても、その基本理念を「共に学び、共に育つ教育」としており、今後とも市町村教育委員会における就学指導の改善や、特別支援学校児童生徒の居住地にある学校との交流及び共同学習を一層推進しながら、「いわて特別支援教育推進プラン」の着実な実行に努めていきます。</p>	14 教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>教育・文化・スポーツの振興について 01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。 ③ いじめや不登校問題等の解決に向けては、学校・家庭・社会が協力していくことが必要であり、スクールカウンセラーの増員とそのネットワークの整備等を進めること。</p>	<p>通常のスクールカウンセラーの配置に加え、被災地域の教育事務所に巡回型カウンセラーを配置するなど、重層的なサポート体制を整備しています。内陸部についても、緊急事案に柔軟に対応できる体制を整備しています。</p>	14 教育委員会事務局	教育委員会学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>教育・文化・スポーツの振興について 01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。 ④-01 教育費の父母負担を軽減すること。</p>	<p>【小中学校(就学援助)】 経済的理由により就学困難な児童生徒に対する就学援助事業は、教育の機会均等を図るための重要な制度であると認識しています。各市町村において、就学援助事業が適切に実施されるよう、就学援助事業の充実、適切な運用や保護者への制度の周知などについて、市町村教育委員会に対し毎年度働きかけているところであり、今後も引き続き取り組んでいきます。</p> <p>【県立高校授業料】 国において高校授業料無償化制度に所得制限を導入する改正法案が成立したところであり、平成26年4月からの新入生については、新制度である高等学校等就学支援金制度による授業料の支援が始まります。</p> <p>なお、平成25年度までに県立高校に在学している生徒については、旧制度(授業料不徴収制度)が引き続き適用されます。</p> <p>そのほか、特別な事由により授業料を徴収している生徒については、生徒が経済的理由で修学困難とならないよう、授業料減免制度により、授業料の全額又は半額免除を実施しているほか、奨学金制度により修学の支援をしています。</p> <p>【奨学金制度】 震災で被災したことにより親を亡くした又は行方不明となった児童生徒等を対象とした返還不要の給付型奨学金制度及び被災世帯の高校生を対象とした特例採用奨学金制度を創設しました。</p> <p>また、高校授業料無償化後の授業料以外の教育に係る経済的負担を軽減するため、低所得世帯の生徒や特定扶養控除見直しに伴い負担増となる世帯の生徒を対象に奨学金の貸与を行うとともに、学校卒業後の収入が一定額に満たない場合に返還を猶予する所得連動型返還猶予制度を導入したところです。</p> <p>なお、国では平成26年度予算において給付型の奨学金制度を盛り込んでいるところです。</p>	14 教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>教育・文化・スポーツの振興について 01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。 ④-02 私立学校に対する助成を強化すること。</p>	<p>私立助成の中心である運営費補助については、年々生徒一人当たりの標準補助単価を増額していること、また、平成26年度当初予算案においては、私立学校耐震化支援事業費補助を新規事業として盛り込んでおり、私学助成の強化に努めています。</p>	08 総務部	法務学事課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>教育・文化・スポーツの振興について</p> <p>01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。</p> <p>⑤ 教職員が余裕を持って子どもたちと接することが出来るよう、労働負担を軽減する措置を強化し、健康管理に万全を期すこと。また、病欠者等の代替教職員の予算措置を充実させること。</p>	<p>これまで、調査・照会文書や会議・研修の精選、勤務時間外状況記録簿の導入などにより教職員の多忙化を解消し、教職員が子どもたちと関わる時間を十分に確保するとともに、教職員の健康管理が維持できるように取り組んでおり、今後も常に工夫・改善を行っていきます。</p> <p>また、病気による休職者がいる場合には、補充の教職員を配置しており、校務に支障がないよう取り組んでいます。</p>	14 教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>教育・文化・スポーツの振興について</p> <p>01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。</p> <p>⑥ 各種研修については、教職員の過度の負担とならないようにするとともに、その内容や期間などについて精選を行うこと。</p>	<p>本県では平成21年度から教員研修体系を抜本的に見直し、教員免許更新制に対応した授業力向上研修の実施、15年研修の廃止、初任研の見直し等様々な改善に取り組んでいます。また、総合教育センターでは悉皆の研修を精選し、教職員の希望や選択を尊重した希望研修を拡充する取組も行っています。今後もより充実した研修となるよう、内容や期間等の精選を行っていきます。</p>	14 教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>教育・文化・スポーツの振興について</p> <p>01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。</p> <p>⑦-1 障がいのある幼児の全てが幼児教育を受けられるよう、公立の幼稚園を充実させること。</p>	<p>障がいや発達上の課題がある幼児について、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、市町村担当課、特別支援学校などの関係機関と連携及び協力を図りつつ、幼児一人一人の障がいの状況とニーズに応じた指導内容と指導方法の工夫を計画的、組織的に行いながら、各公立幼稚園が対応していると認識しています。</p> <p>また、必要に応じて県教育委員会としても支援を行っています。</p>	14 教育委員会事務局	教育委員会学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>教育・文化・スポーツの振興について</p> <p>01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。</p> <p>⑦-2 障がいのある幼児の全てが幼児教育を受けられるよう、公立の保育所を充実させること。</p>	<p>現在、保育所における障がいを持つ幼児の受入については、公立・私立の別なく行われており、県としては、今後も、障がいを持つ幼児が必要な幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村に対し助言等を行っていきます。</p>	04 保健福祉部	児童家庭課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>教育・文化・スポーツの振興について</p> <p>01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。</p> <p>⑧ 臨時採用教職員の身分を保障し、権利の確立と労働条件の改善を図ること。また、臨時採用教職員の採用時に勤務条件・諸権利に関して十分な説明を行うこと。特に、非常勤教職員の多くは、年収200万円程度であり、夏季休業中と冬季休業中に収入が少なく、生活が苦しい状況にある非常勤教職員の賃金改善を行うこと。</p>	<p>臨時的任用教職員の採用の際には、書面又は口頭で休暇や服務、公務災害、厚生福利等について説明していると認識しています。今後とも十分な説明を行うよう随時周知していきます。</p> <p>今後、児童生徒数の減少や統廃合の進行等を踏まえ、教職員定数を計画的に管理しなければならない現状において、本県の実情に応じたきめ細やかな教育の充実を図っていくためには、正規の任用ではない臨時的任用教職員や非常勤教職員を活用していく必要があります。</p> <p>非常勤教職員の場合、その勤務形態から正規任用の教職員とは収入に差が生じることはやむを得ないところと考えていますが、これまでも適正な勤務条件の確立のため、休暇制度などにおいて改善を図ってきたところです。</p>	14 教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>教育・文化・スポーツの振興について</p> <p>01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。</p> <p>⑨ 学校現場の安全衛生管理体制の確立と多忙化の解消を図るため、全ての教育委員会および全職場に、労働安全衛生委員会を設置し、学校での産業医による面接指導体制を整備するとともに、学校現場での労働安全衛生の課題が解決されるよう進めること。</p>	<p>労働安全衛生法では、衛生委員会の設置は50人以上の事業場とされており、50人以上の教職員が勤務する県立学校48校、市町村立小中学校1校に衛生委員会が設置されています。</p> <p>これらの学校においては、衛生委員会が年1～2回程度開催されており、メンタルヘルス対策や健康診断結果などについて、管理職、衛生管理者、職員団体の代表者に産業医を交えて審議・情報共有することによって、教職員の健康の保持増進に努めています。</p> <p>なお、50人未満の学校については必置義務はありませんが、各市町村教育委員会に対して、労働安全衛生管理体制の整備について助言するとともに、県の体制や取組の紹介、県主催の研修会への参加を呼び掛けるなど、引き続き必要な支援をしていきます。</p>	14 教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>教育・文化・スポーツの振興について</p> <p>01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。</p> <p>⑩ 管理職が教職員の労働時間を適正に把握するように指導し、労働安全衛生法に則り、学校の設置者や校長には教職員への安全配慮義務があることを徹底すること。また、教育委員会、教育事務所、市町村教育委員会の段階で、多忙化解消のための具体的な措置を講じること。</p>	<p>勤務時間の適正な把握については、県立学校においては平成24年度から「勤務時間外勤況記録簿」を導入し、適正な把握に努めています。また、市町村立の小中学校についても同様の取組を検討するよう、市町村教育委員会に依頼しているところです。</p> <p>安全配慮義務については、社会経済状況の変動により、近年その内容が大きく変わり、職員の精神衛生が取り上げられるようになってきていることから、その重要性について管理監督者に周知を図っていきます。</p> <p>多忙化の解消については、平成25年度の取組として、学校訪問等を通じて、現場の教職員から直接各学校の業務多忙の状況や勤務負担軽減の取組状況などの聞き取りを行ったところです。</p> <p>今後、聞き取りの結果等を踏まえ、特に事務的業務の効率化を図ること、優良取組事例の共有化などにより学校における業務の改善を促進すること等により、教員の負担軽減に向け一層努めていきます。</p>	14 教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>教育・文化・スポーツの振興について 01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。 ⑪ 県学習定着度状況調査については、学級学校間の平均点による比較材料となり、また、これまでもそれぞれの学校において、指導内容に応じて適正なテストを行い、個々の状況を把握し授業改善を行ってきていることや、採点・集計の業務が現場の多忙化につながっていることから廃止すること。</p>	<p>岩手県学習定着度状況調査は、児童生徒一人一人の学習の定着状況を把握し、その結果をもとに指導の充実を図ることを目的に実施しています。結果の分析においては、平均正答率の高低のみに注目するのではなく、正答数の分布状況や課題の見られる問題に着目することとし、分析結果から各校において必要な指導を立案し実施するなど、一人一人の学力を保障する取組を進めています。県は、学校の取組を支援するために、分析ツールを提供したり、指導改善の手引きを作成し各校に配付するなどの取組を行っています。</p>	14 教育委員会事務局	学校教育室	D 実現が極めて困難なもの
<p>教育・文化・スポーツの振興について 01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。 ⑫-01 「高校生の学びを社会全体で支える」趣旨が十分に生かされるよう、高校授業料無償化への所得制限導入に反対し完全無償化を図ること。</p>	<p>国において、高校授業料無償化制度に所得制限を導入する改正法案が成立したところであり、県としては改正後の法律に則り、4月からの所得制限の導入による就学支援金制度が円滑に実施できるよう周知するとともに、条例改正や事務処理体制の整備等に努めていきます。</p>	14 教育委員会事務局	教育企画室	C 当面は実現できないもの
<p>教育・文化・スポーツの振興について 01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。 ⑫-02 「高校生の学びを社会全体で支える」趣旨が十分に生かされるよう、高校授業料無償化への所得制限導入に反対し完全無償化を図ること。</p>	<p>平成26年度からの就学支援金制度に所得制限が導入されますが、これに伴い、低所得世帯等の就学支援金加算額が増額される他、高校生の教育費負担軽減策の拡充も見込まれており、これら制度と併せて修学支援に努めていきます。</p>	08 総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの
<p>教育・文化・スポーツの振興について 01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。 ⑬ 学校図書館司書の配置と図書教育の充実を図ること。</p>	<p>小中学校における学校図書館担当職員の配置については、市町村の権限、判断によりますが、平成24年度から地方交付税措置された趣旨を踏まえ、各市町村に情報提供するなど、学校図書館の充実に向けて働きかけています。 また、高等学校においては、司書教諭等の図書館担当職員が中心となり、事務職員等の協力を得ながら、図書館を運営しています。現在、12学級以上の高等学校全37校において、図書館運営に係る学校事務職員の役割を校務分掌として明確化し、学校図書館の充実を図っています。</p>	14 教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>教育・文化・スポーツの振興について</p> <p>01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。</p> <p>⑭ 県立高等学校新整備計画については、被災地などの地域振興とも密接に関連することから、県民・地域の要望を十分受けとめ、地域の将来を担う人材育成に資するものとなるよう、十分に配慮すること。また、通学支援バスの運行継続を図ること。</p>	<p>平成23年度上半期において「第二次県立高等学校整備計画(仮称)」を策定することとしていましたが、東日本大震災津波の甚大な被害及びその影響を踏まえ、策定を見送っている状況です。</p> <p>大震災津波の影響や、少子化の一層の進行、復興教育への取組等、生徒や学校を取り巻く環境が大きく変化しており、平成26年度から今後の岩手の高等学校教育の在り方についてあらためて検討を行います。この検討にあたっては、外部有識者による検討委員会を立ち上げて議論を行う予定であり、地域の方々からも意見を伺いながら進めていきます。</p>	14 教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>教育・文化・スポーツの振興について</p> <p>01 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの自主性を尊重し、創造力を育てるゆとりある教育を進めること。</p> <p>⑮ 小中学校における部活動やスポーツ少年団活動について、子どもたちにとって過度の負担となる過熱した状況が見られることから、第2第4日曜日を原則とした月2回以上の完全休養日が全ての学校で実施されるように指導すること。また、平日の活動時間についても県の通知の趣旨が徹底されるように指導すること。</p>	<p>平成23年4月22日「児童生徒のよりよいスポーツ活動の推進について」により、運動部活動やスポーツ少年団等において適切な休養日や活動時間を設定すること。また、学校と外部指導者等との情報交換の場の設定をするように通知した。</p> <p>今後の取組として、「児童生徒のより良いスポーツ活動の推進について」の通知をもとに、これまでも行ってきた各教育事務所の指導主事による学校訪問や各種研修会、校長会等において趣旨の徹底を行い、改善の必要性のある学校に対して個別の学校訪問を継続することとする。</p>	14 教育委員会事務局	スポーツ健康課	B 実現に努力しているもの
<p>教育・文化・スポーツの振興について</p> <p>03 地域文化の習得やスポーツ活動の向上に向けた施策を展開すること。</p> <p>① 地域の伝統芸能や文化財の保護育成を図るため、児童生徒が積極的に習得する機会をつくとともに、地域の行事に参加できるよう配慮すること。</p>	<p>地域の歴史や風土の中で培われてきた伝統芸能や文化財は、児童生徒が郷土の歴史や文化を理解するために欠くことのできないものです。民俗芸能については、民俗芸能フェスティバルの開催や、学校と民俗芸能団体との連携により、児童生徒の民俗芸能活動への参加と民俗芸能の習得を図っています。文化財の保護については、地域に伝わる文化財の国・県指定文化財への指定を推進し、児童生徒の文化財保護に対する認識が高まるよう取り組んでまいります。</p>	14 教育委員会事務局	生涯学習文化課	B 実現に努力しているもの
<p>教育・文化・スポーツの振興について</p> <p>03 地域文化の習得やスポーツ活動の向上に向けた施策を展開すること。</p> <p>② 生涯学習を活発にするため、文化・スポーツ団体の育成と各団体が利用できるよう市町村と連携して、施設の整備充実を図ること。</p>	<p>文化・スポーツ団体をはじめとする生涯学習団体は、県民の多様な学習ニーズに応じた自主的な取組を展開しており、生涯学習の振興において重要な組織です。現在、県教育委員会では、生涯学習で学んだ知識や技能を学校教育や地域社会において生かす「知の循環型社会」の構築を目指し、放課後子ども教室や学校支援地域本部事業等の事業を行っています。学びの成果を生かすことのできる活躍の場を提供することにより、文化・スポーツ団体の育成を推進するとともに、市町村と連携しながら関係施設の整備充実や研修機会の提供に引き続き取り組んでいきます。</p>	14 教育委員会事務局	生涯学習文化課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>教育・文化・スポーツの振興について 03 地域文化の習得やスポーツ活動の向上に向けた施策を展開すること。 ③ 選手の競技力向上だけでなく、スポーツ医科学に基づいた指導を進めるため、指導者の育成を積極的に進めること。</p>	<p>各競技団体の指導者を対象に、指導技術や心理サポート、資質向上を目的に指導者研修会を実施、また選手の健康管理、スポーツ外傷・傷害予防、効果的な栄養摂取の仕方などスポーツ医・科学に基づいた知識・技術を習得するためのスポーツ医・科学講習会を実施し、指導者の育成につなげていきます。</p>	14 教育委員会事務局	スポーツ健康課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>教育・文化・スポーツの振興について 03 地域文化の習得やスポーツ活動の向上に向けた施策を展開すること。 ④ 体育・スポーツ活動に児童生徒が自ら積極的に取り組むことのできる環境整備を図ること。</p>	<p>小学校の体育授業や中学校及び高等学校の運動部活動等において地域のスポーツ指導者を活用した「小学校体育実技アシスタント派遣事業」や「中学校体育活動サポート事業」「運動部活動地域スポーツ指導者派遣事業」を実施し、児童生徒が体育・スポーツ活動に意欲的に取り組める環境整備に継続して取り組んでいきます。 また、児童生徒が地域において運動やスポーツに取り組みやすい環境づくりとして、総合型地域スポーツクラブの創設・育成支援を継続して推進していきます。</p>	14 教育委員会事務局	スポーツ健康課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>教育・文化・スポーツの振興について 03 地域文化の習得やスポーツ活動の向上に向けた施策を展開すること。 ⑤ 2巡目いわて国体、いわて大会(全国障害者スポーツ大会)の開催にあたっては、被災地の早期復興の願いに向けた県民総意と参加による取り組みに配慮し、隣県や各市町村、体育関係団体との連携のもとに進めること。</p>	<p>「希望郷いわて国体」は、大震災津波からの復興を最優先課題として取り組んでいる中での開催となり、「復興のシンボル」として、復興の力となる国体をめざし、「県民との協働」を基本に、県民の総力を結集して開催することとしており、できるだけ多くの県民の皆様、企業・団体の皆様の主体的な参画をいただきたいと考えています。 県内の各地域で世代を超えた多くの県民の皆さんに参加していただき、花いっぱい運動や、クリーンアップ運動などが進められるよう、市町村と連携を取り県民運動を展開していくとともに、競技役員派遣などについては、他県や関係団体の協力もいただきながら競技会を開催していきます。</p>	41 国体・障がい者スポーツ大会局	総務課	B 実現に努力しているもの
<p>教育・文化・スポーツの振興について 03 地域文化の習得やスポーツ活動の向上に向けた施策を展開すること。 ⑥ 学校給食については、栄養バランスがとれた献立や子どもたちの食生活改善を重視し、安全性の確保や一次産業に対する理解を深め、地産地消運動を高めるために地元食材の利用促進に努めること。なお、学校給食を教育の一環と位置づけて、調理員や栄養士などの必要な人員配置のもとに、積極的に取り組むこと。</p>	<p>学校給食は、学校における食育推進の中核となっており、栄養の偏りのない食事の提供や食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材であることから、学校設置者において児童生徒の実態や地域の実情に応じて、適切に行われることが大切であると考えており、引き続き、各市町村や学校に対して働きかけていきます。</p>	14 教育委員会事務局	スポーツ健康課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>男女平等社会の構築について 01 地域の特性を考慮した実効性のある男女共同参画計画を推進すること。</p>	<p>県では、男女共同参画を推進するに当たり、地域の特性を考慮した実効性のある取組をおこなうため、男女共同参画センターにおいて、市町村と男女共同参画サポーターとの協働事業を、平成25年度は久慈市で実施し、平成26年度も県内の他の市町村と実施する予定です。 また、男女共同参画サポーター養成講座においては、平成25年度は北上市、岩手町、大船渡市の県内3カ所で地域開催（公開講座）を実施し、それぞれの地域の男女共同参画サポーターが地元での活動を発表するなど、地域の人材を活用し、地域の特性を考慮した取組を進めています。</p>	03 環境生活部	青少年・男女共同参画課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>男女平等社会の構築について 02 男女平等社会実現に向けた施策を推進すること。特に、国の第3次男女共同参画基本計画において「2020年30%」の目標達成に向けて、実効性のあるポジティブ・アクションを推進すること。</p>	<p>県では、いわて男女共同参画プランに基づき、県の審議会等委員の男女割合や、県職員管理監督者に占める女性の割合について目標値を定め、積極的改善措置に取り組んでいるところであり、今後も目標達成に向けた取組を進めていきます。</p>	03 環境生活部	青少年・男女共同参画課	B 実現に努力しているもの
<p>男女平等社会の構築について 03-1 公的審議会、専門委員会、各種行政委員会などへの女性の登用を積極的に進め、女性参画が少ない委員会などについては、その原因の検証を行い改善に努めること。特に、復興や防災に女性の視点がかかせないことから、県・市町村復興委員会、防災会議への女性の積極的登用を進めるための対策を講じること。</p>	<p>県では、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、「いわて男女共同参画プラン」において、審議会等の男女比について指標を掲げて取組みを進めています。また、復興委員会や防災会議への女性の積極的登用についても、市町村担当課長会議等を通じて働きかけていきます。</p>	03 環境生活部	青少年・男女共同参画課	B 実現に努力しているもの
<p>男女平等社会の構築について 03-2 公的審議会、専門委員会、各種行政委員会などへの女性の登用を積極的に進め、女性参画が少ない委員会などについては、その原因の検証を行い改善に努めること。特に、復興や防災に女性の視点がかかせないことから、県・市町村復興委員会への女性の積極的登用を進めるための対策を講じること。</p>	<p>県では、復興後の岩手を見据え、意欲ある若者や女性の力を岩手の地域活性化や経済の発展につなげていくために、昨年9月1日付で、企画参与（女性）を設置し、政策会議や復興本部員会議等の政策形成の場で、青年・女性施策の観点から助言、提言を行うなど、女性・若者の活躍を推進する体制を強化しております。 各自治体の復興関連委員会への女性への参画比率については、復興計画策定後に委員会自体も終了しているところが殆どであり、平成23年12月以降変動はありません。他方、計画策定後の進捗管理を行う復興推進委員会を新たに設置している自治体もあることから、定期的に把握に努め、多様性に配慮した復興の推進について、引き続き自治体に対し周知を図っていきます。</p>	40 復興局	総務企画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
男女平等社会の構築について 03-3 公的審議会、専門委員会、各種行政委員会などへの女性の登用を積極的に進め、女性参画が少ない委員会などについては、その原因の検証を行い改善に努めること。特に、復興や防災に女性の視点がかけないことから、防災会議への女性の積極的登用を進めるための対策を講じること。	岩手県防災会議の女性委員については、平成24年度の災害対策基本法改正に伴い、平成24年11月の委員改選において、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事が任命する者」から新しく女性委員を5名を任命したところです。 引き続き、防災会議への女性の参画を図るとともに、防災会議委員に多くの女性を任命している他の自治体の例を参考としながら、女性委員の割合を高める方策を検討していきます。	08 総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
男女平等社会の構築について 04 女性職員の採用と職域拡大・能力開発を促進し、管理職層への積極的登用を進め、すべての職域・職種で男女が均等に働くことができるよう努めること。	県では、女性職員の採用と職域拡大・能力開発を促進し、管理職層への登用を進めるため、岩手労働局と連携し、男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備に努めています。また、平成26年度は産業団体・経済団体等による連携組織を構築し、女性の管理職層への登用を含めた女性の活躍支援に取り組んでいきます。	03 環境生活部	青少年・男女共同参画課	A 提言の趣旨に沿って措置
男女平等社会の構築について 05 男女平等社会を実現する上で、子どもの頃からの意識の醸成が重要であり、特に学校教育の果たす役割は大きいことから、性別で分けない名簿の使用など県の取り組みとして具体的指導を行うこと。	学校において、男女平等の意識を高める指導を行うことは、教育活動全体を通じて、男女共同参画の意識を醸成することからも重要とし認識しています。 小中学校においては、学習指導要領に基づき、道德等の学習の中で、男女平等意識やお互いの立場を思いやることの育成に努めています。 なお、男女混合名簿の使用については、一律に定めるものではなく、教育的な効果や用途、利便性などを考慮しながら、各学校が主体的に判断の上作成して、使用されるべきものと認識しています。	14 教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
その他の県政運営に関して 01 県が徴収する税や使用料などの滞納や不能欠損が顕著なことから、未然の救済措置である減免規定を実態に見合うよう見直し、県民の生活困窮への対応を図るとともに、徴収率向上に万全を期すこと。	県税については、徴収猶予等の納税緩和措置の適用と早期の滞納整理に継続して取り組んでいきます。 また、県税以外の使用料等については、債権管理の徹底に努め、債権回収の促進や新規発生の抑止に継続して取り組んでいきます。	08 総務部	税務課	A 提言の趣旨に沿って措置
その他の県政運営に関して 02 指定管理者制度を含め事務事業の委託においては、コスト削減だけを目的とすることなく、質の高い公共サービスの提供に十分留意し、利用者のモニタリング制度の導入などを検討すること。また、委託料の運営経費が逼迫していることから、適正な交付基準となるよう見直すこと。	指定管理者制度導入施設の管理運営については、よりよい公共サービスを提供するため、日時報告や定期的な施設巡回等により、指定管理業務の履行確認を行うとともに、原則として毎年度終了後、管理運営状況の評価を行っています。 この評価は利用者の満足度調査等の実施結果を踏まえた指定管理者による自己評価のほか、指定管理者からの事業完了の報告を求め、完了確認を行っており、評価結果については公表を実施しています。	08 総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置